

第二期奈良市子ども・子育て
支援事業計画
(素案)

令和元年 1 2 月
奈良市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	4
4	計画の策定体制	4
第 2 章	奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況	5
1	奈良市の現状	5
2	第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績	21
第 3 章	計画の基本理念・基本方針	24
1	計画の基本理念	24
2	計画の基本方針	25
第 4 章	奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組	28
	施策の体系	28
	基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	30
	基本目標（1）子どもにとって大切な権利の保障	30
	基本目標（2）乳幼児期の教育・保育の充実	31
	基本目標（3）学齢期の教育・育成施策の充実	34
	基本方針 2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	37
	基本目標（1）子どもと子育て家庭の健康の確保	37
	基本目標（2）地域の子育て支援の充実	41
	基本目標（3）子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	44
	基本目標（4）様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	46
	基本方針 3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	51
	基本目標（1）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	51
	基本目標（2）仕事と子育ての両立支援の推進	53
	基本目標（3）子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	55

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策..... 57

- 1 教育・保育提供区域の設定 57
- 2 人口の見込み 65
- 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 66
- 4 地域子ども・子育て支援事業 76
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 98

第6章 計画の推進..... 99

- 1 計画内容の周知 99
- 2 市民や関係機関等との連携 99
- 3 計画の進捗管理 100



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市においては平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援法」に基づく「奈良市子ども子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」を策定し、本市の子ども・子育て支援の充実に向けて計画的に取り組んできたところです。また同年 4 月に「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を施行し、子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組むことを目指しています。

しかしながら、日本全国状況は 25 歳から 44 歳までの女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80% にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

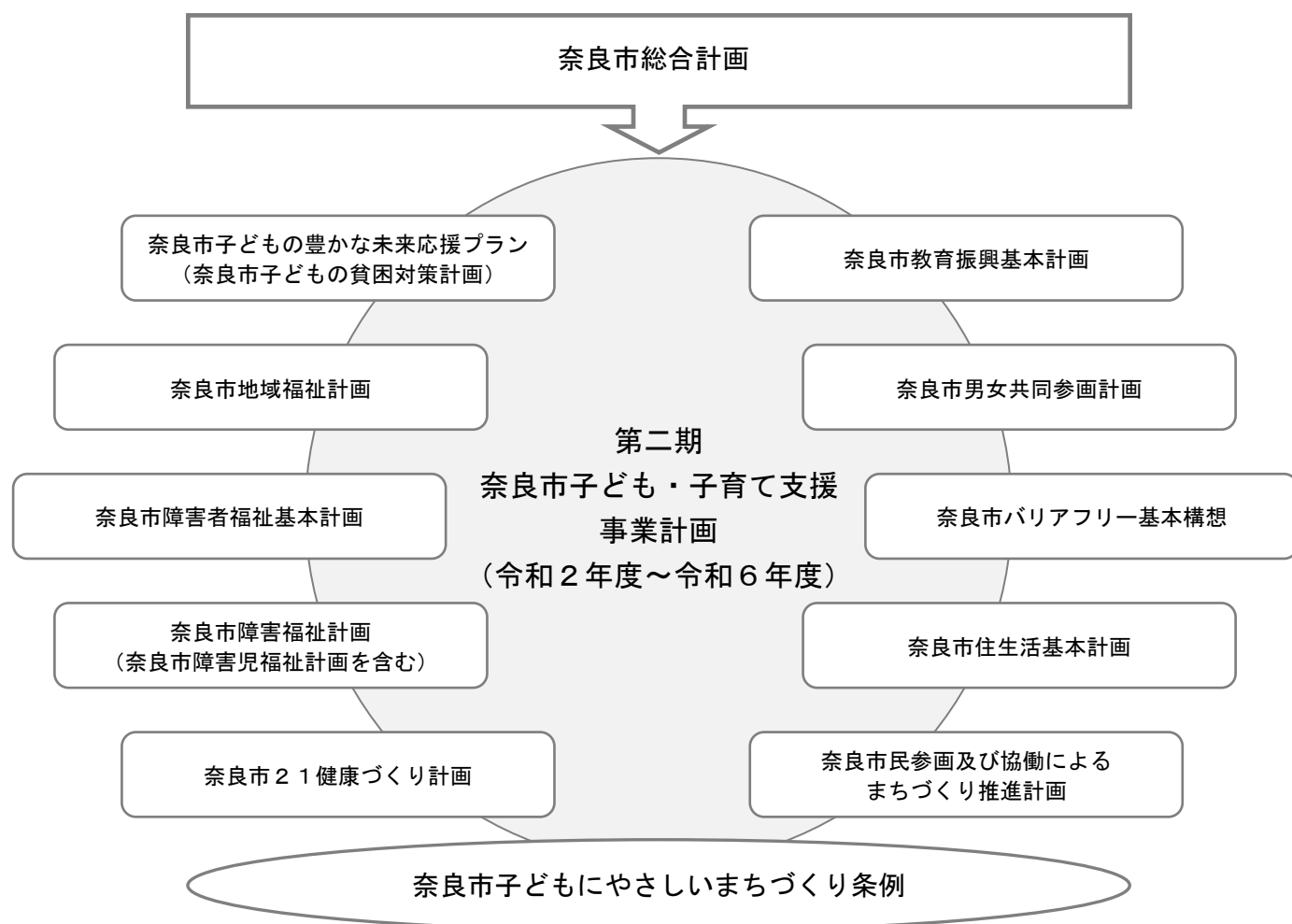
本市においても平成 27 年 4 月に策定した『奈良市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、この度「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。様々な社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、平成27年4月に策定した「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」の後継の計画となります。すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「奈良市次世代育成支援行動計画」としても策定しており、奈良市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画の役割も有しています。

本市の他計画との関係



3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第一期計画に引き続き、令和2年度から令和6年度までの5か年を第二期計画の計画期間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第一期奈良市子ども・子育て 支援事業計画					第二期奈良市子ども・子育て 支援事業計画				
							見直し (予定)		

4 計画の策定体制

(1) 子育てに関するニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

(2) 奈良市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容についてご意見をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施



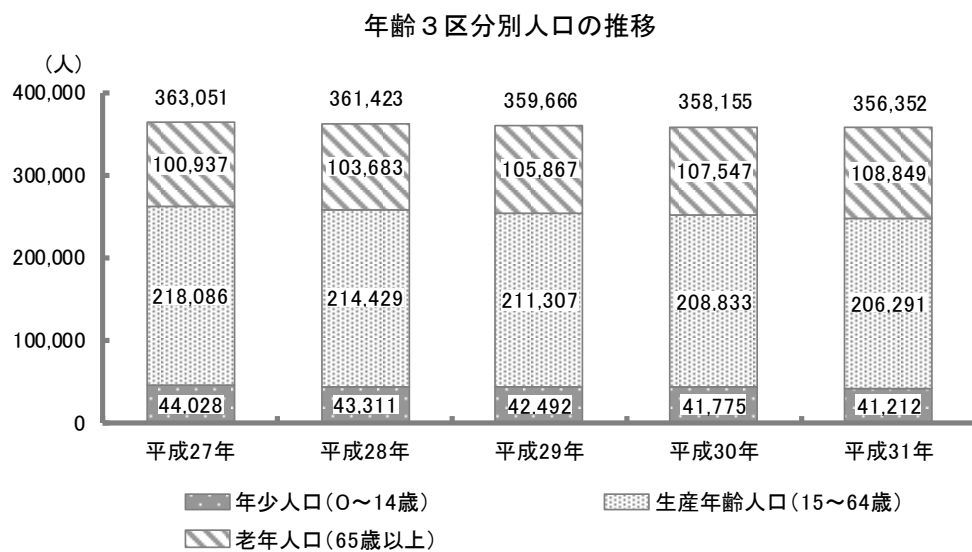
奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

1 奈良市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で356,352人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

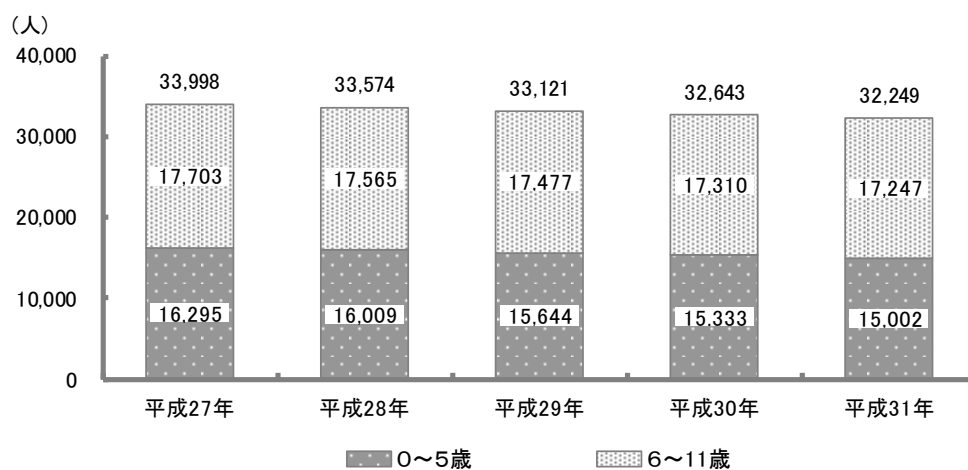


② 年齢別児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年から平成31年までの期間で1,293人減少しており、平成31年4月現在で15,002人となっています。

また、6歳から11歳の子ども人口は平成27年から平成31年までの期間で456人減少しており、平成31年4月現在で17,247人となっています。

子ども人口の推移

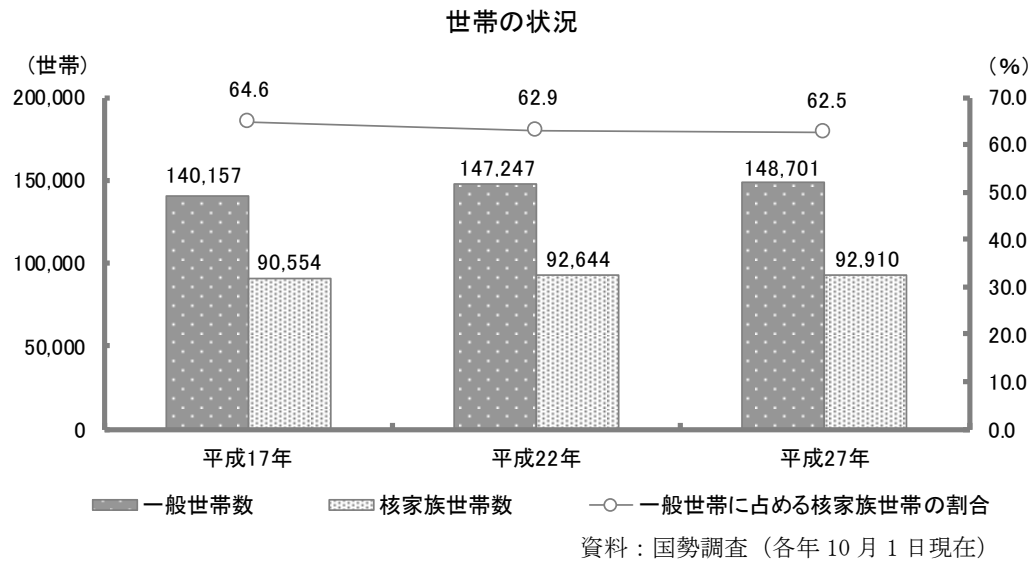


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

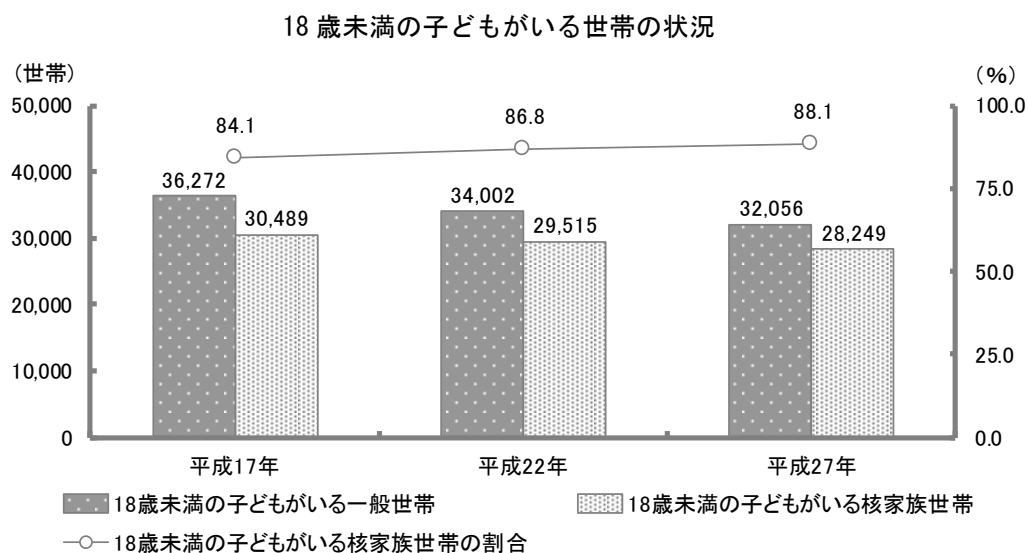
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 92,910 世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

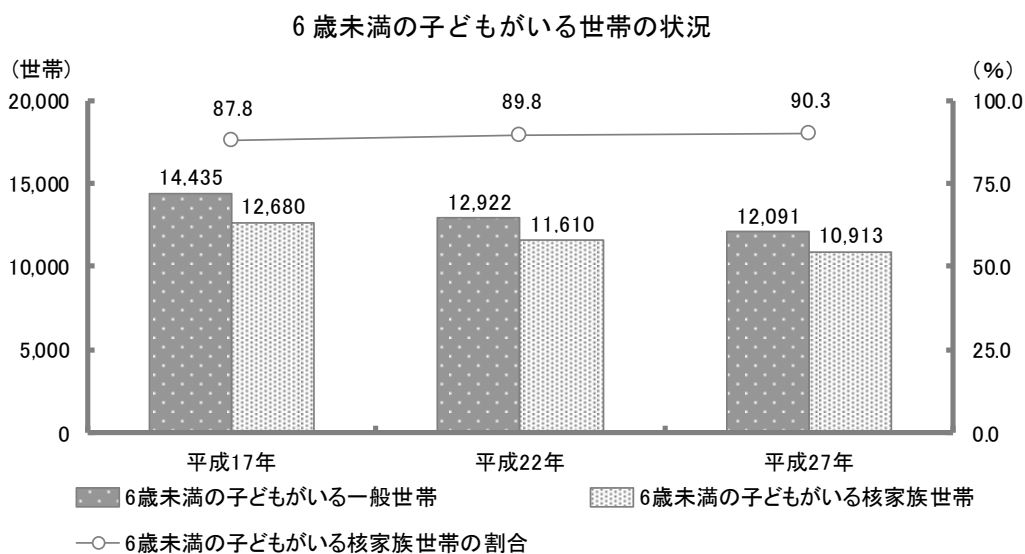
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で32,056世帯となっています。18歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少し、一方、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

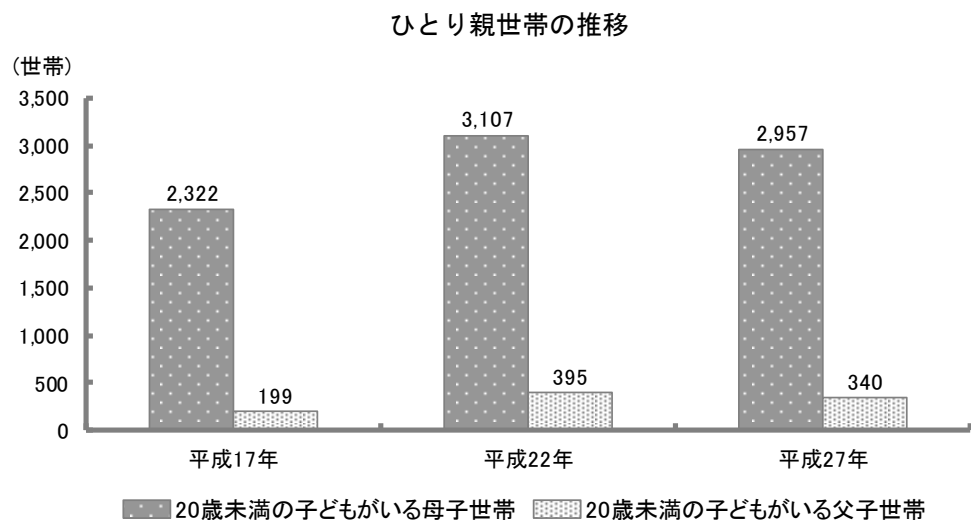
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で12,091世帯となっています。6歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少し、一方、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の20歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は平成27年で2,957世帯となっています。20歳未満の子どもがいる父子世帯は340世帯となっています。

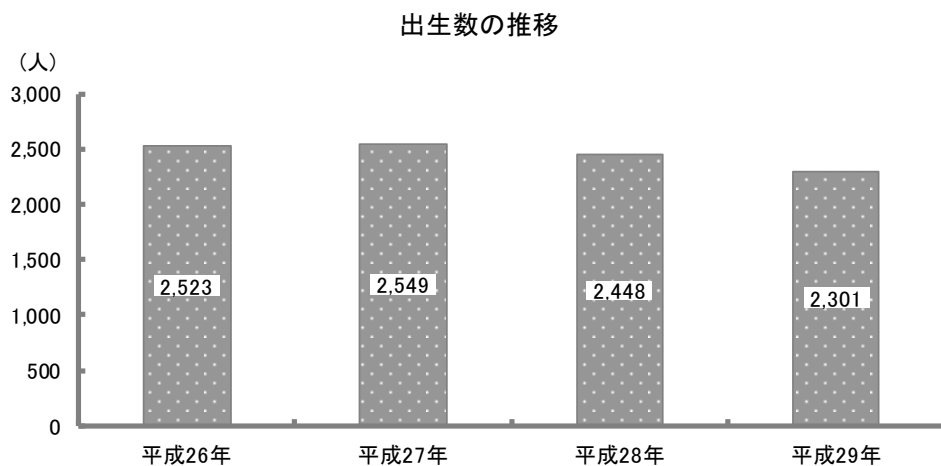


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（３）出生の状況

① 出生数の推移

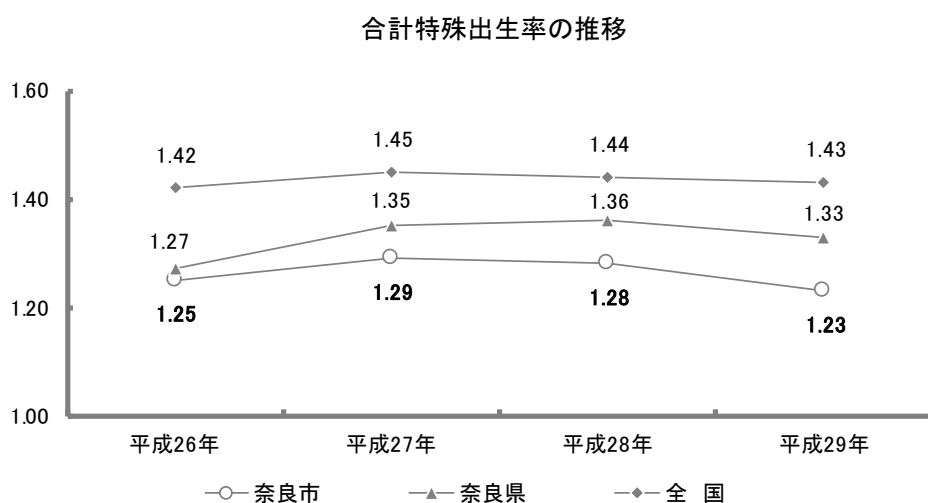
本市の出生数は減少傾向にあり、平成29年で2,301人と過去4年間で約1割減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.23となっています。全国・県と比較すると低い値で推移しています。

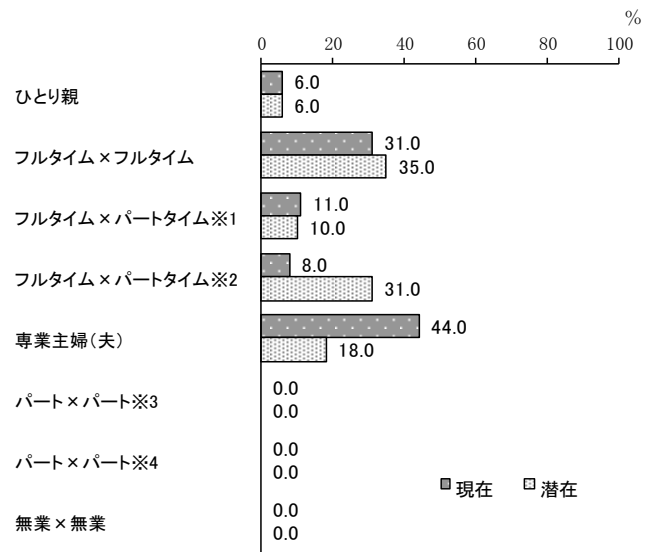


資料：各都道府県人口動態統計（市、県）厚生労働省人口動態調査（国）

(4) 就業の状況

① 0～5歳児のいる家庭の家庭類型

「専業主婦(夫)」が44.0%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」が31.0%、「フルタイム×パートタイム」が11.0%となっています。



資料：平成30年奈良市子育てに関するニーズ調査

※1 月120時間以上+下限時間～120時間の一部

※2 下限時間未満+下限時間～120時間の一部

※3 双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部

※4 いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部

家庭類型の種類の種類

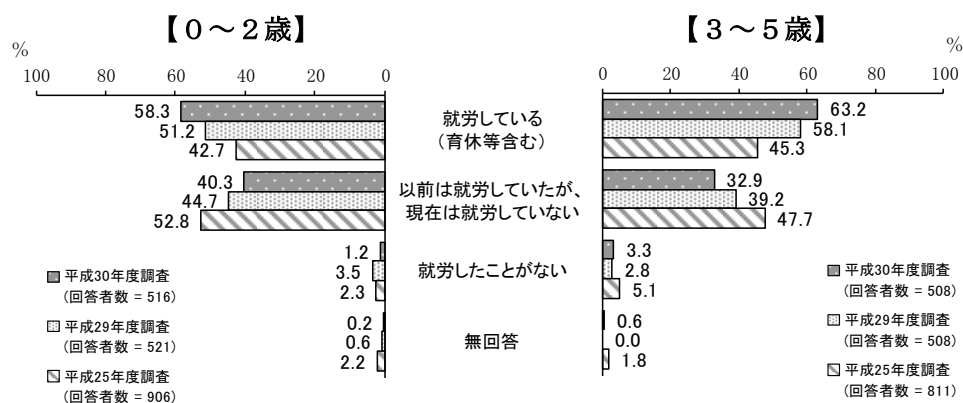
父母の有無と就労状況	備考（保育の必要性等）
ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （就労時間：月120時間以上+60時間～120時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （就労時間：月60時間未満+60時間～120時間の一部）	
専業主婦（夫）	
パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月60時間未満+60時間～120時間の一部）	
無業×無業	

② 母親の就労の有無（0～5歳児）

0～2歳については、「就労している（育休等含む）」が58.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.3%、「就労したことがない」が1.2%となっています。

3～5歳については、「就労している（育休等含む）」が63.2%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.9%、「就労したことがない」が3.3%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「就労している（育休等含む）」が増加しています。



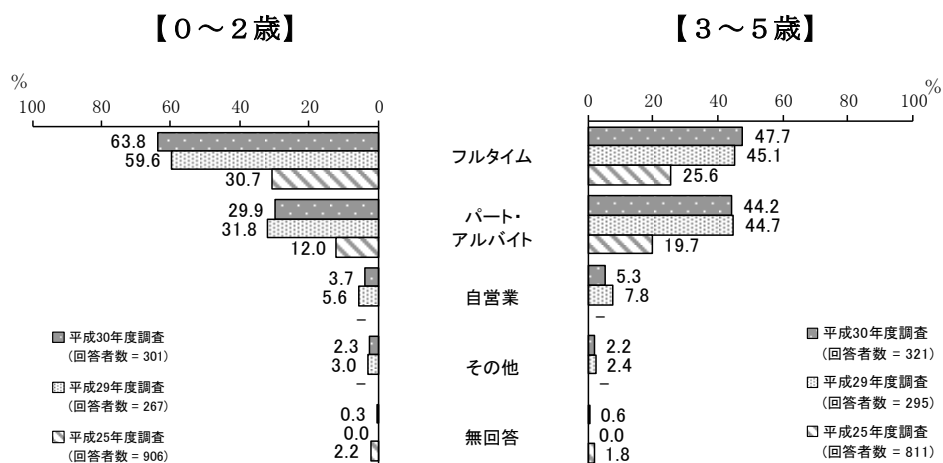
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

③ 母親の就労形態（０～５歳児）

０～２歳については、「フルタイム」が63.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が29.9%、「自営業」が3.7%となっています。

３～５歳については、「フルタイム」が47.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が44.2%、「自営業」が5.3%となっています。

経年でみると、０～２歳、３～５歳ともに「フルタイム」が増加し、「パート・アルバイト」、「自営業」が減少しています。



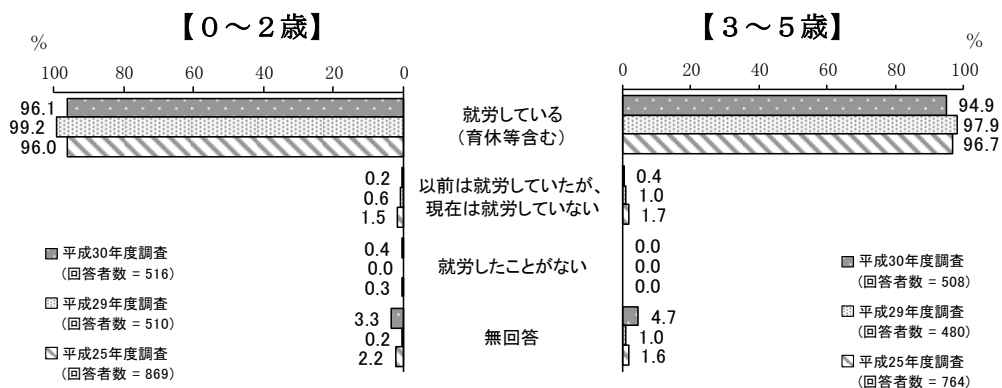
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

※平成25年度調査は、「自営業」「その他」の選択肢はありません。

④ 父親の就労の有無（０～５歳児）

０～２歳については、「就労している（育休等含む）」が96.1%と最も高くなっています。

３～５歳については、「就労している（育休等含む）」が94.9%と最も高くなっています。

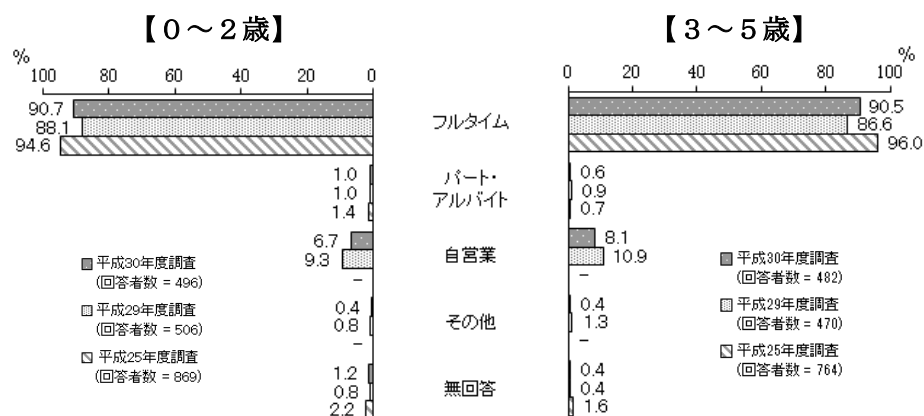


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

⑤ 父親の就労形態（0～5歳児）

0～2歳については、「フルタイム」が90.7%と最も高くなっています。

3～5歳については、「フルタイム」が90.5%と最も高くなっています。



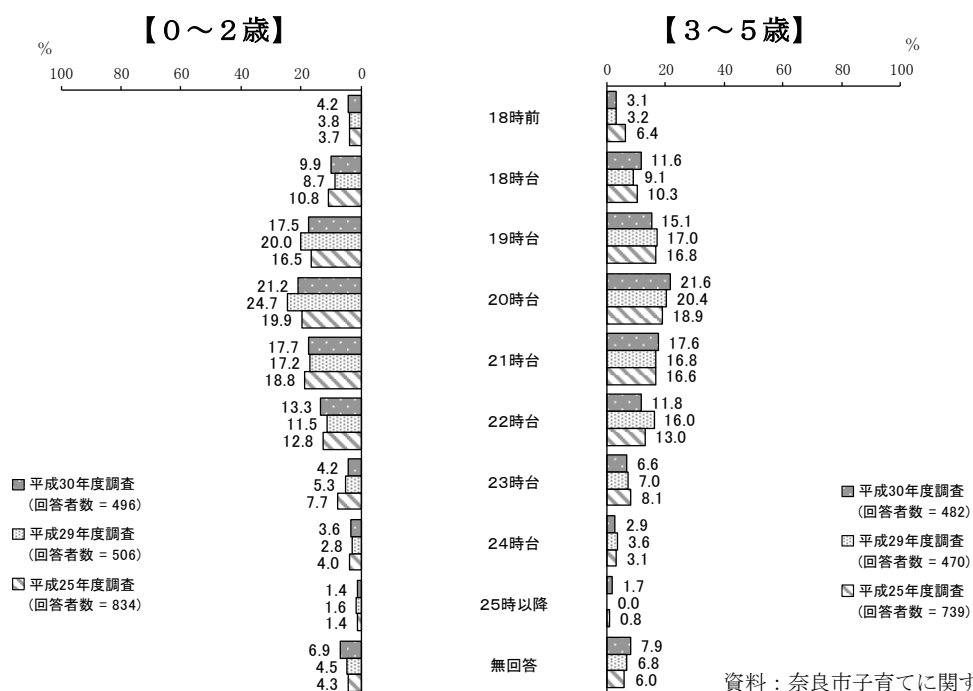
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

※平成25年度調査は、「自営業」「その他」の選択肢はありません。

⑥ 父親の帰宅時間（0～5歳児）

0～2歳については、「20時台」が21.2%と最も高く、次いで「21時台」が17.7%、「19時台」が17.5%となっています。

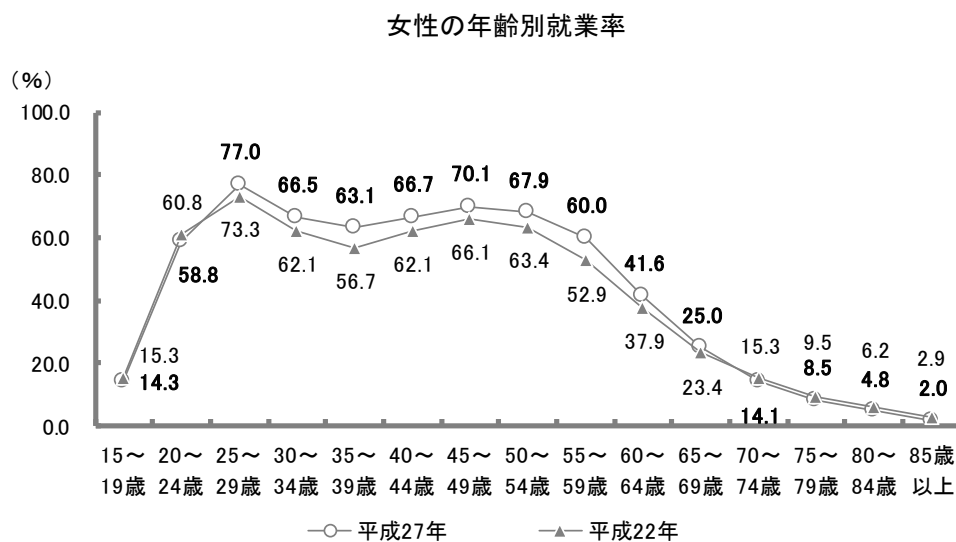
3～5歳については、「20時台」が21.6%と最も高く、次いで「21時台」が17.6%、「19時台」が15.1%となっています。



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

⑦ 女性の年齢別就業率の推移

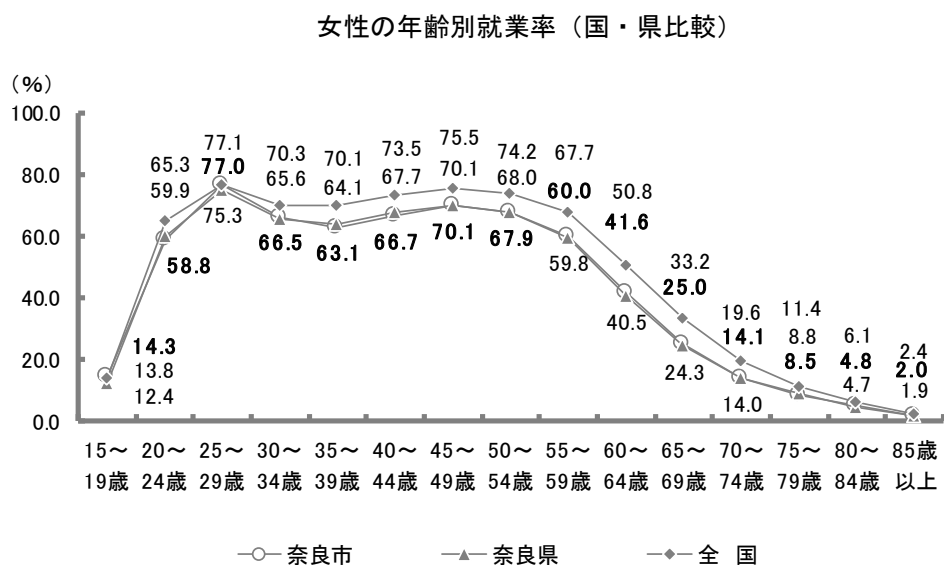
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑧ 女性の年齢別就業率（国・県比較）

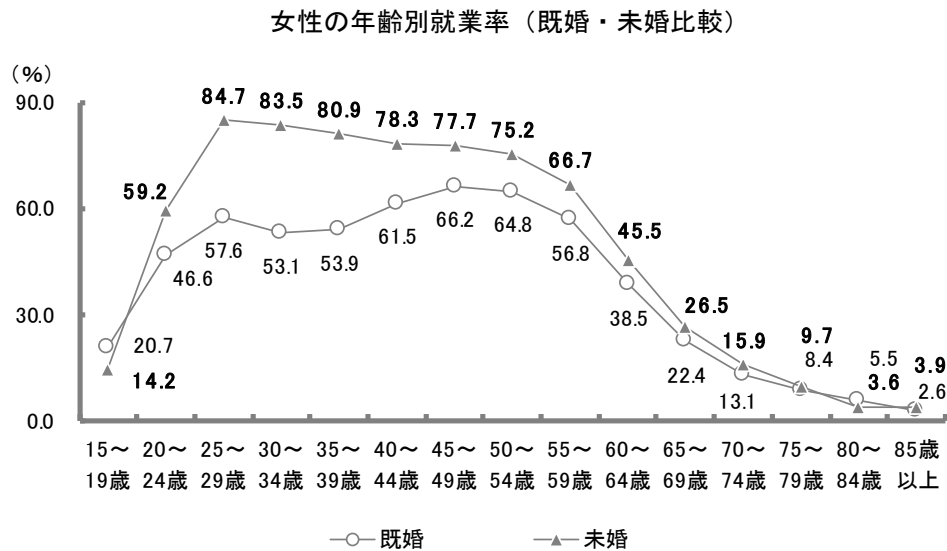
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、30歳以上では全国より低く、奈良県とは同程度となっています。



資料：国勢調査（10月1日現在）

⑨ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 40 歳代において未婚者に比べ既婚者の就業率が低くなっています。



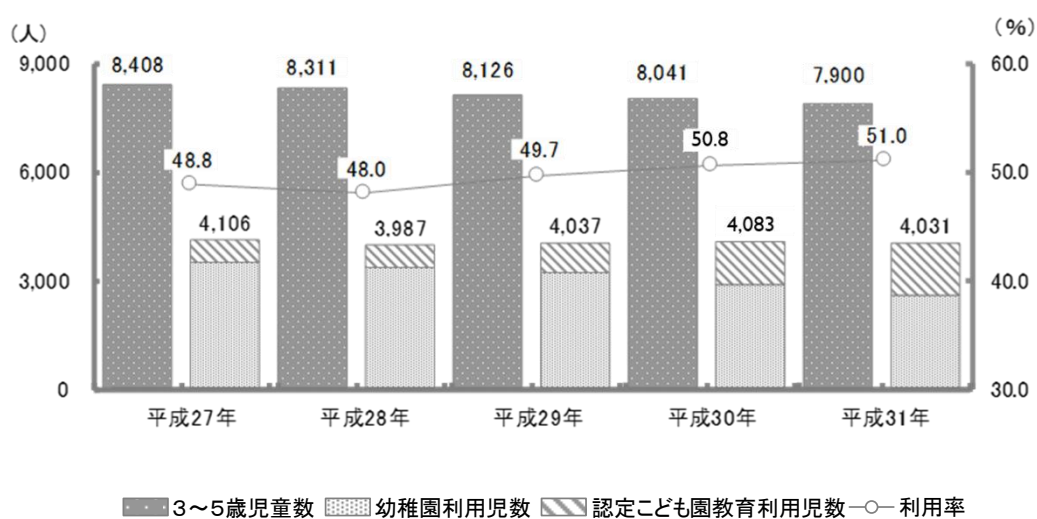
資料：国勢調査（10月1日現在）

(5) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

本市の幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況をみると、過去5年間の就学前児童数（3歳～5歳児）は減少傾向にあるものの、幼稚園・認定こども園（教育利用）の児童数については横ばいとなっており、利用率についてもおおよそ50%前後で推移しています。

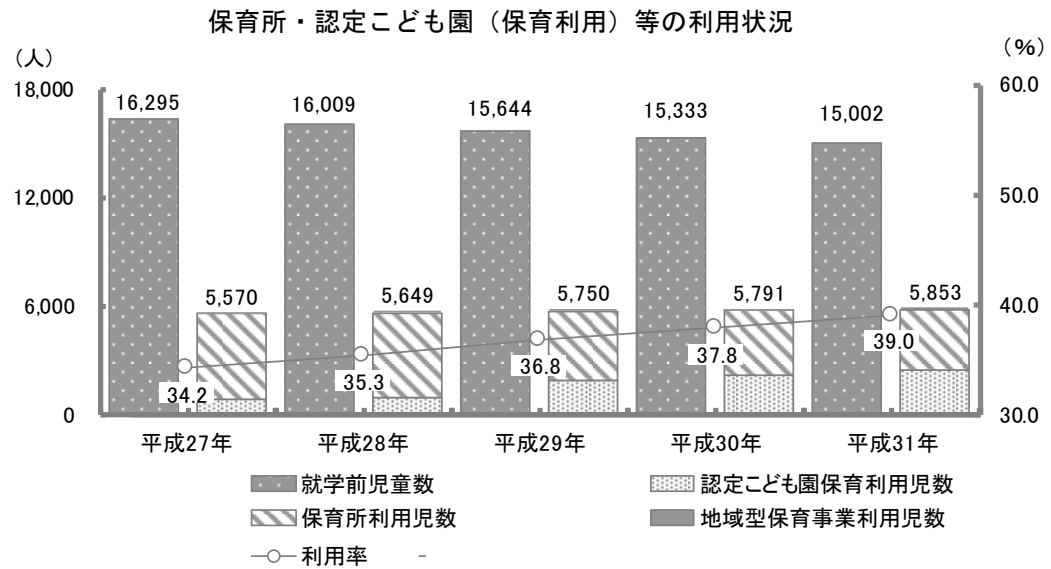
幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況



資料：市の統計（各年5月1日現在）

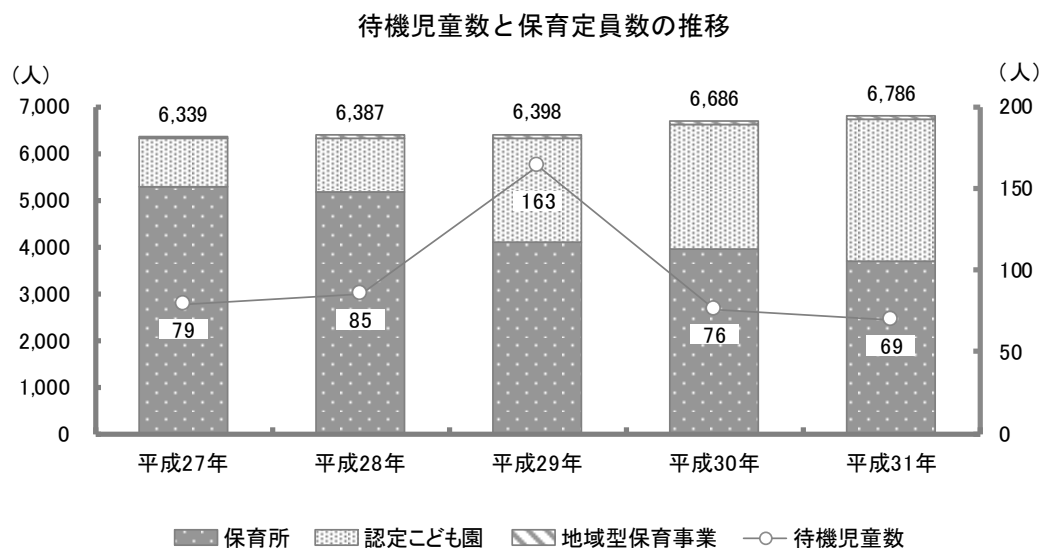
② 保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

本市の保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況をみると、過去５年間の就学前児童数（０歳～５歳児）は減少傾向にあるものの、利用者数・利用率共に増加傾向が続いています。



③ 待機児童数及び保育定員数の状況

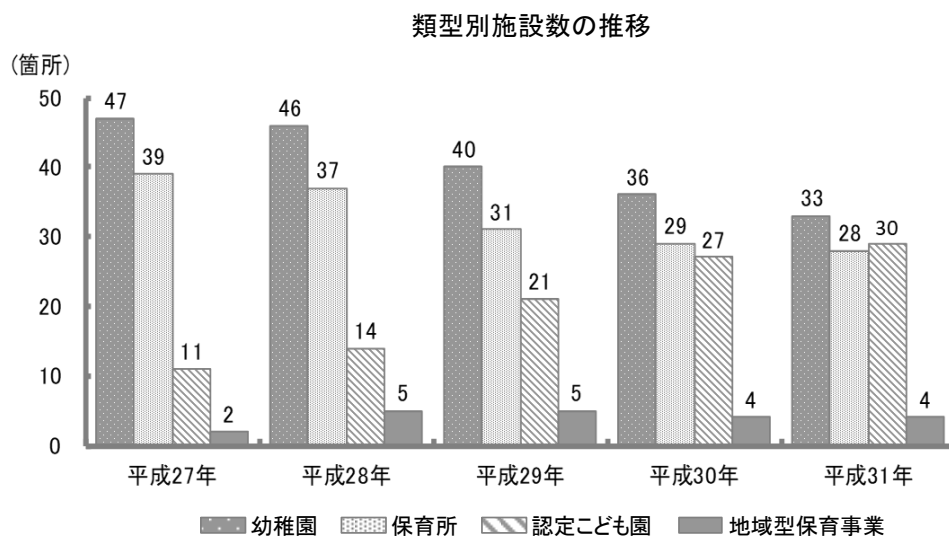
本市の待機児童数と保育定員数の推移をみると、平成 29 年まで待機児童数が増加傾向にあったものの、新たな保育定員数の整備を積極的に進めたことにより、平成 30 年より減少に転じていますが、未だ一定規模の待機児童が発生しています。



資料：市の統計（各年 4 月 1 日現在）

④ 類型別施設数の状況

本市の類型別施設数の推移をみると、幼稚園と保育所の施設数が減少している一方で、市立幼保施設の統合再編等による認定こども園移行を進めてきたことから、認定こども園の施設数が増加しています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

2 第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、主な事業についてこれまでの実績を記載しております。

■ 基本方針別成果指標の進捗状況

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

No	指標名	単位	現状値 (平成31年度)	目標値 (平成31年度)
1	認定区分ごとの定員数	人	1号: 5,242 (31年5月) 2号: 3,899 (31年4月) 3号: 3,012 (31年4月)	1号: 3,867 2号: 3,420 3号: 2,950
2	市立認定こども園の設置数	園	19 (31年4月)	32

(認定区分ごとの定員数の1号について、2号の教育希望を含む)

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

No	指標名	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (平成31年度)
1	利用者支援事業	箇所	4	4
2	乳児家庭全戸訪問事業の 面接率	%	98.9	100

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

No	指標名	単位	現状値 (平成30年度)	目標値 (平成31年度)
1	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	件	7,288	6,932

■ その他進捗状況

○ 子ども会議の設置

子どもの意見表明や参加を支援することを目的に子ども会議の設置を行い、平成 27 年度に設置して以降、毎年開催しています。

○ 幼稚園等の一時預かり事業

多様化する保護者のニーズに対応するため、幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に預かり保育を実施しています。保育士確保や担当者連絡会の実施などの取り組みを行い、実施園数は平成 27 年度 31 園（市立園 16 園＋私立園 15）から平成 30 年度 45 園（市立園 25 園＋私立園 20 園）となり、利用者数も平成 27 年度 83,749 人日から平成 30 年度 112,057 人日となりました。

○ 中学校給食実施事業

健康で安心、安全な食を提供することを目的に中学校給食実施事業を行い、平成 29 年度にすべての中学校（21 校）における実施が完了しました。

○ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業を行い、入所児童数が平成 27 年度 2,860 人から平成 30 年度 3,292 人に増加しました。また、電子申請による夏休み給食を実施しています。

○ 産後ケア事業

出産病院からの退院後、赤ちゃんのお世話を学び、お母さんの心身の安定を図ることを目的に平成 29 年度から産後ケア事業を開始し、利用可能な助産院か病院で宿泊や日帰りによるケアを提供しています。

○ 子ども医療費助成

健康保険に加入している中学校修了前（15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成することを目的に子ども医療費助成を行い、令和元年 8 月に未就学児の医療費助成を現物給付にしました。

○ イクメン手帳の配付

子育てへの関わり方が分からない男性が育児を一層楽しめることを目的に、奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for narapapa」を発行しています。母子手帳と合わせて配付するほか、各出張所や行政センター、子育てイベントでの配布活動を行い、配布数が平成 27 年度 2,782 部から平成 30 年度 3,495 部となりました。



計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望を持って成長することができるまち なら

本計画は、「第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画として位置づけられることから、「第一期奈良市子ども・子育て支援計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」の「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち なら」を引き続き基本理念として掲げます。

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長と発達が保障され、本市の「子どもにやさしいまち」の理念にもとづき、子どもの最善の利益を第一に考慮した取り組みを推進します。また、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とし、すべての施策に取り組んでいきます。

～『誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち』～

本市の市政運営の根幹となるまちづくりの目標とそれを達成するための基本指針を示す総合計画は、現在次期計画（第5次総合計画 計画期間 2021 年度から 2030 年度）を策定しているところです。第5次総合計画の策定にあたり、公募による市民ワークショップにおいて、10 年後の奈良市がどんなまちになってほしいかを考えていただき、それぞれの参加者の思いを、子育てに係るまちづくりの方向性として『誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち』という言葉にまとめあげていただきました。互いを認めながら未来の担い手を地域等みんなで育てられるまちにしたいとの思いが込められています。総合計画を実現するための個別計画である本計画においても、基本理念に加えこの視点も併せ各施策に取り組んでいきます。

2 計画の基本方針

(1) 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、これまで以上に保育ニーズが高まっています。このような保育ニーズの高まりに対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や、就学児童の教育・育成施策の充実、放課後の活動場所の充実を計画的に進め、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

また、本市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指して奈良市子どもにやさしいまちづくり条例を制定しています。子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

(2) 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

すべての子どもを大切に守り育てるためには、妊娠期から切れ目なく地域が子育て家庭とつながり、支えることが必要です。少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育ての孤立化、育児への不安が増大している現在、妊産婦や乳幼児に対し、切れ目ない支援を提供し、必要に応じて関係機関による適切な支援へつなげることは、虐待防止の観点からも重要です。そしてこのことは、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりにおいて、重要な役割を果たします。

子どもたちが成長するどの時点においても健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

(3) 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、保護者だけでなく、地域住民や子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者等、地域の多様な主体が日常的に子育て家庭を支えることが必要です。また、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられるとともに、安心して生活し、外出できるまちづくりや子どもの遊び場の提供など、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、女性の就業率が上昇する中、多くの子育て家庭が直面しているのが子育てと仕事の両立の問題です。男性も女性も子育てをしながら社会で活躍することが当たり前可能な社会を実現しなければなりません。ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。



奈良市の子ども・子育て支援の これからの取組

施策の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本目標]

すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち
なら

1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

1-1 子どもにとって大切な権利の保障

1-2 乳幼児期の教育・保育の充実

1-3 学齢期の教育・育成施策の充実

2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

2-1 子どもと子育て家庭の健康の確保

2-2 地域の子育て支援の充実

2-3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

2-4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

3-1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

3-2 仕事と子育ての両立支援の推進

3-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

[施策の方向性]

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

- ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

- ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
- ② 子どもの居場所や体験活動の充実
- ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

- ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実
- ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
- ③ 小児医療体制等の充実

- ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進
- ② 多様な子育て支援サービスの充実

- ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

- ① ひとり親家庭への支援の充実
- ② 障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実
- ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進

- ① 地域における子育て支援活動の充実
- ② 地域における子どもの見守り活動の推進

① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

① 安心して生活できる環境づくりの推進

基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標（１）子どもにとって大切な権利の保障

【 現状・課題 】

一人一人の子どもの権利が尊重され、将来に夢をもって育つことができるまちづくりは、これからの奈良市の未来を築いていくための大切な課題です。

そのためにも、子どもたちの様々な問題、例えば、いじめや虐待、あるいは障害のある子どもや外国籍、多様な文化的背景を持つ子どもたちの問題など、子どもたちを取り巻く状況が変化していく中で子どもにとってよい地域づくり、環境づくりを目指して、子どもたちの意見に耳を傾けることが大切です。

子どもの意見表明・参加は、子どもが自己肯定感を育み、自己実現していくためにも、また、家庭、学校、社会の構成員として役割を果たしていくためにも重要な意味をもっています。

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

奈良市では、子どもにやさしいまちづくり条例が施行された平成２７年度から、子どもの意見表明・参加の場として「奈良市子ども会議」を毎年開催しています。

この取組を通して、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが家族、学校、社会生活に関わり、自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組みを進めていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
奈良市子ども会議開催事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。

基本目標（２）乳幼児期の教育・保育の充実

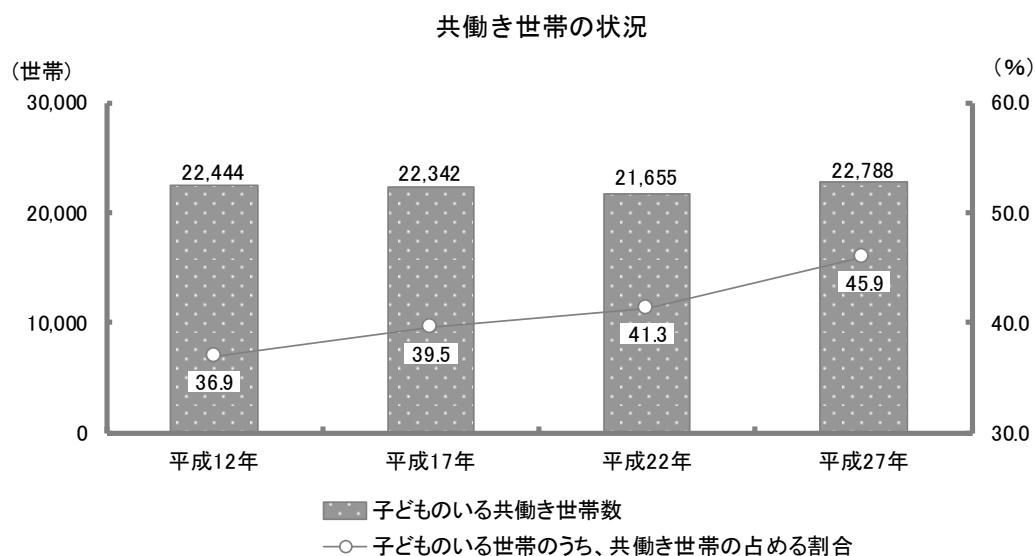
【 現状・課題 】

本市では、年少人口は減少しているものの、子育て世帯での共働き世帯の増加などに伴い、待機児童が発生しています。

国においては、「子育て安心プラン」において、2020年度末までに待機児童の解消を目指すとしており、本市においても引き続き待機児童の解消を目指し、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備、市立幼保施設の再編等を進めています。

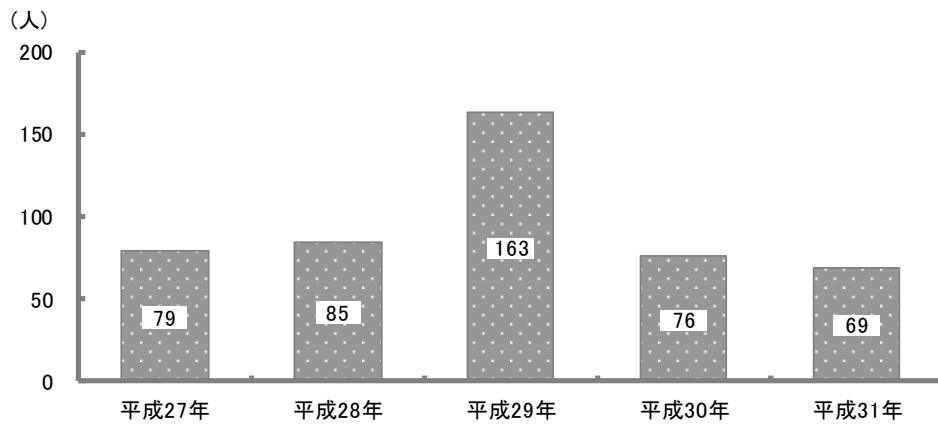
また、保護者が安心して働き続けられるためには、教育・保育の量の確保だけでなく、質の確保も重要です。ニーズ調査では、教育・保育事業を選ぶときに重視する点として、教育方針や保育方針の内容、保育に伴うサービスが高く、教育・保育について質の面のニーズも高いことがうかがえます。幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育を推進するため、幼児教育関係者の専門性の向上を図り、幼児教育の質の向上を図ることが必要です。

さらに、就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられるため、認定こども園や、幼稚園・保育所が拠点となり、子どもが健やかに成長できるように家庭や地域と連携を深め、子育て家庭をサポートしていくことが求められます。



資料：国勢調査（10月1日現在）

待機児童数の推移

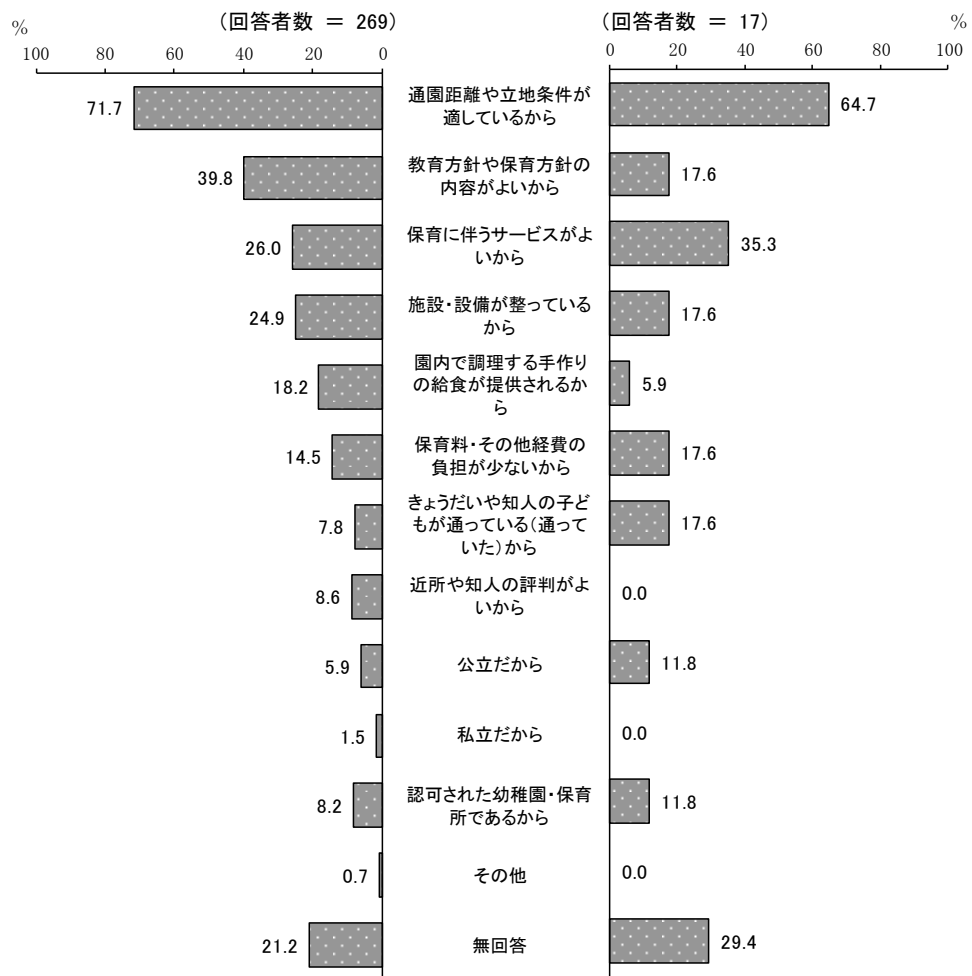


資料：市の統計（各年4月1日現在）

教育・保育事業を選ぶときに重視すること（現在利用していない方）

【0～2歳】

【3～5歳】



資料：平成30年奈良市子育てに関するニーズ調査

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育の一体的提供や一時預かり保育事業等によるきめ細かなサービスをより一層充実させる取組を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。
市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合、再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。
幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。
保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

認定こども園、幼稚園及び保育所における教育・保育の場で、様々な経験を通して発達に応じた子どもの育ちを保障していくため、質の高い就学前教育・保育の充実、職員の資質向上を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。
こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図るため、保育所等で各園において「食育カリキュラム」を作り、実施します。また、給食（昼食）以外の食事においても乳幼児の発育に応じた食事提供ができるよう、食育だより等を通じて保護者への啓発を行い、子どもたちのより良い成長につなげます。

事業名	事業概要
こども園及び保育所における安全な給食の提供	「奈良市立園給食調理衛生管理マニュアル」に基づく徹底した衛生管理のもと、子どもたちの健康な成長に必要な栄養バランスに配慮するとともに、献立を工夫することにより、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーのある園児に安全な給食を提供します。

基本目標（３）学齢期の教育・育成施策の充実

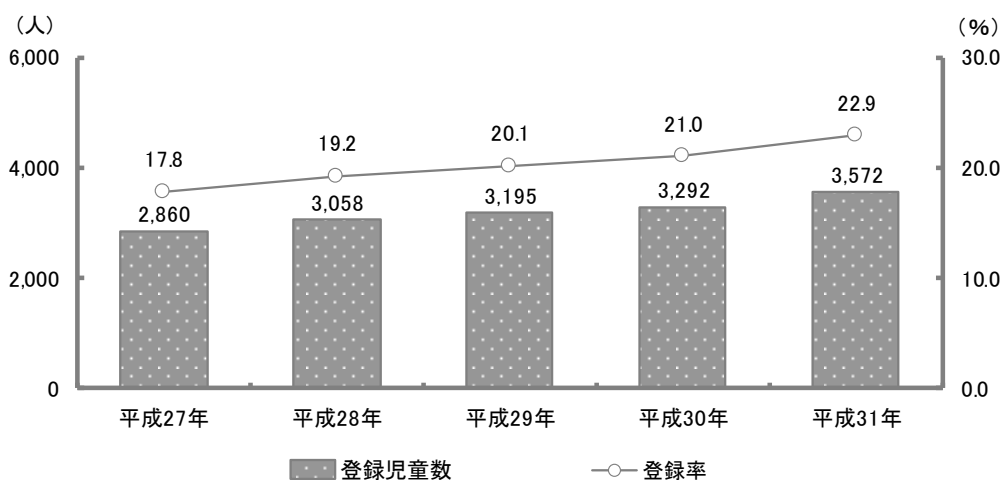
【現状・課題】

グローバル化や情報通信技術の進展など社会情勢が大きく変化する中、主体的・能動的に社会を生き抜く力を育むことや、変化や新たな価値を主導・創造し、国際社会を牽引するような人材を育成することが教育に求められています。そのためには、コミュニケーション能力や豊かな語学力を身につけ、自国の文化を深く理解するとともに、異なる文化に生きる人々と互いを理解し、認め合うことが大切であることから、多様な文化を理解しながら自分の想いを発信する力の育成や、英語やＩＣＴをツールとして活用する力の育成が必要です。

子どもの居場所づくりについては、ニーズ調査では放課後の過ごし方について、小学校低学年では「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」を希望する割合が最も高くなっていることから、今後も適切なニーズを把握し、充実を図る必要があります。

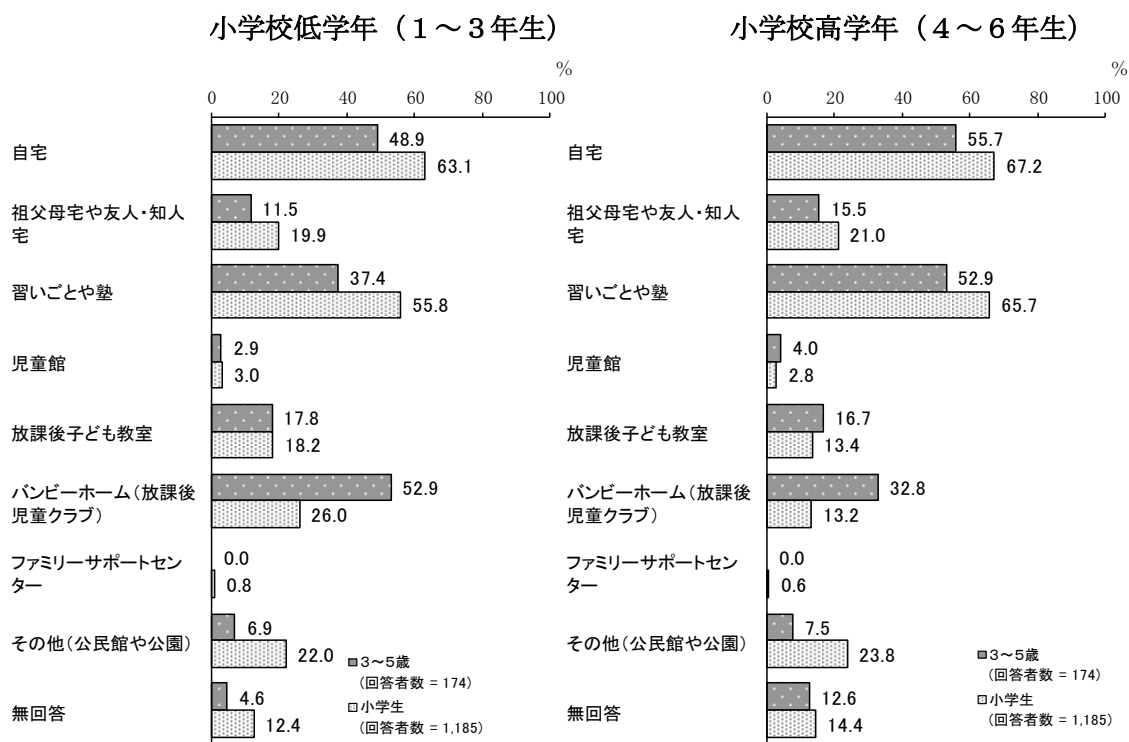
現在、国において放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、本市でも全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図っています。今後も多様な居場所の確保が必要となります。

放課後児童クラブの登録児童数・登録率



資料：庁内資料

5歳児の放課後の過ごし方の希望



資料：平成 30 年奈良市子育てに関するニーズ調査

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・育成の体制の一層の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。
学校ICTの推進	タブレット端末等の I C T機器を小学校・中学校に配備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。
地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修及び児童生徒の発達と学びの連続性をふまえた中学校区別の研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。
地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。

② 子どもの居場所や体験活動の充実

子どもの居場所づくりとして、安全で安心できる環境や、自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流を行う場の充実を図るとともに、子どもが自身の体験を通して成長する機会を提供します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業(バンビーホーム等)	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。
教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。

③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

子どもが困った時、悩んだ時に、相談できるよう、身近に相談できる環境を整備するとともに、子どもが相談できる体制の充実を目指します。また、関係機関と連携を図りながら、子どもの心身の健やかな成長を支援していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。
すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。

基本方針 2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標（１）子どもと子育て家庭の健康の確保

【現状・課題】

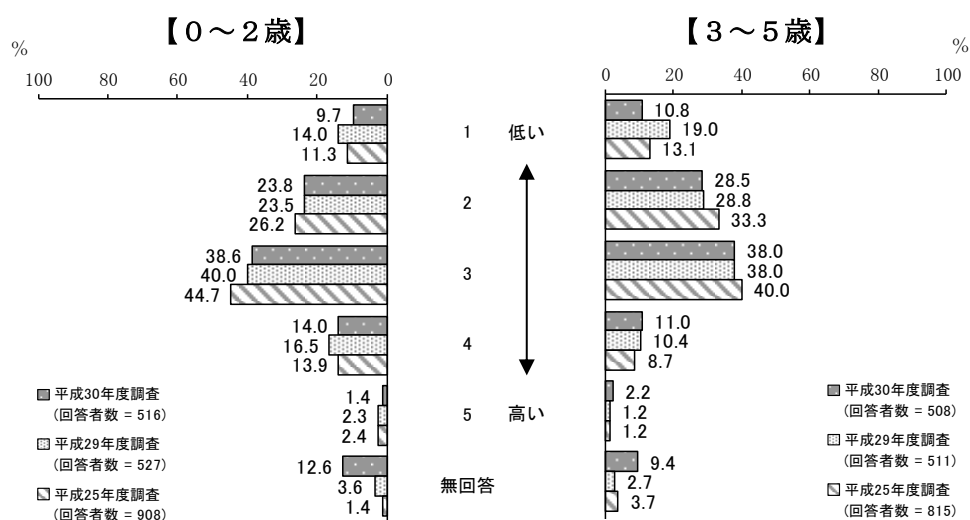
少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている保護者が増加しています。

本市では、妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートする「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師・助産師・心理相談員・栄養士・歯科衛生士による個別相談を電話・来所、必要時には訪問して実施しています。

ニーズ調査によると、子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることについて、0～2歳については、「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」の割合が高く、3～5歳、小学生については、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの教育に関すること」の割合が高くなっており、子どもの年齢によって子育ての悩みは変化しています。

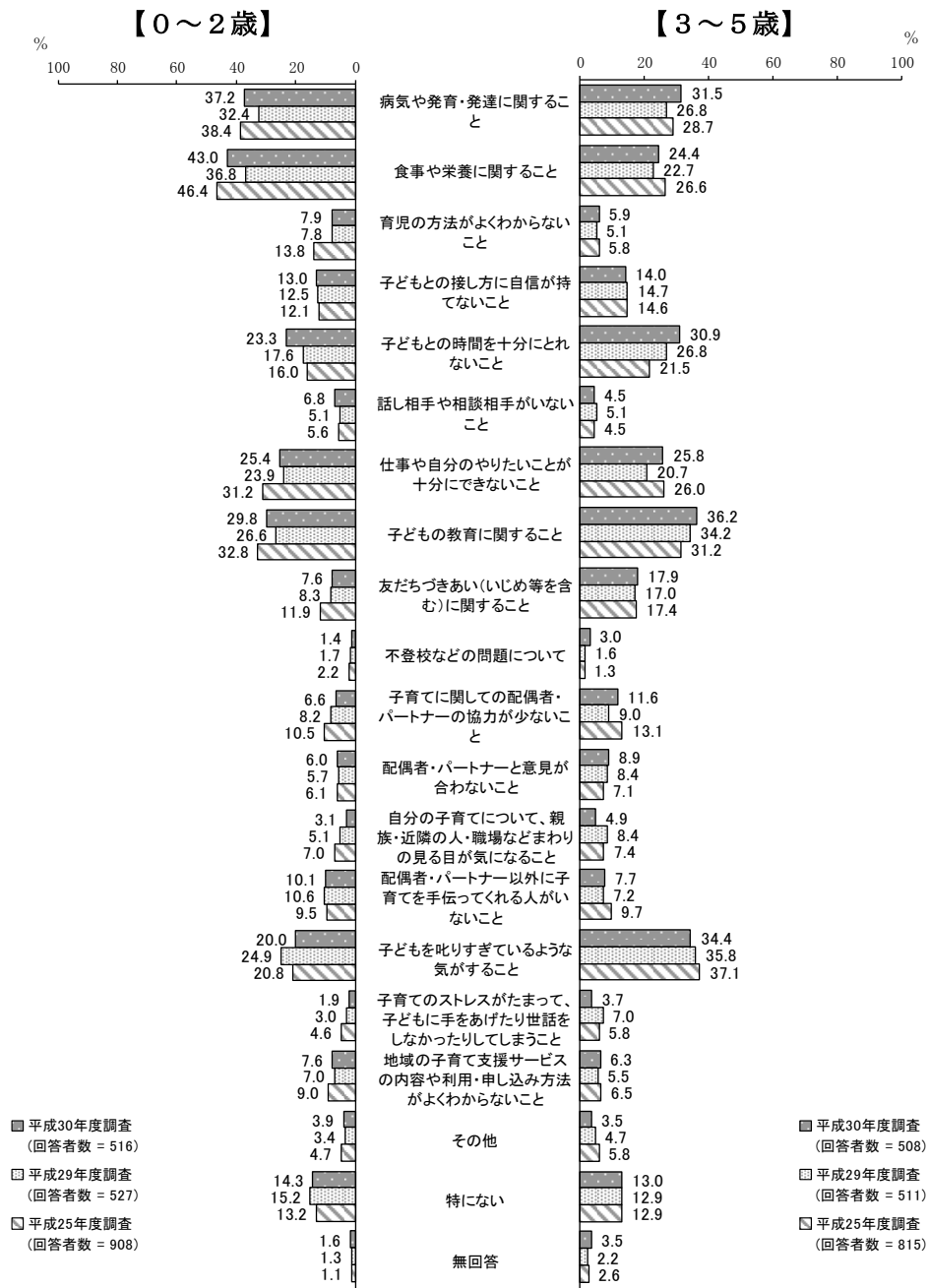
妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、保護者同士が集う交流の機会や学習の機会を通じて、子育てに関する不安の軽減や知識の向上につなげるとともに、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

子育ての環境や支援への満足度



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

子育てに関して悩んでいること



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
産後ケア事業	生後4か月未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。
妊産婦、新生児、未熟児訪問 （保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
4か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
10か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

子どもの健やかな成長発達を支援するため、身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実するとともに、健康に関する情報発信を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
妊産婦・乳幼児健康相談事業	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等の地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。
発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を援助します。

③ 小児医療体制等の充実

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病の早期発見と親子の健康維持、障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。
妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

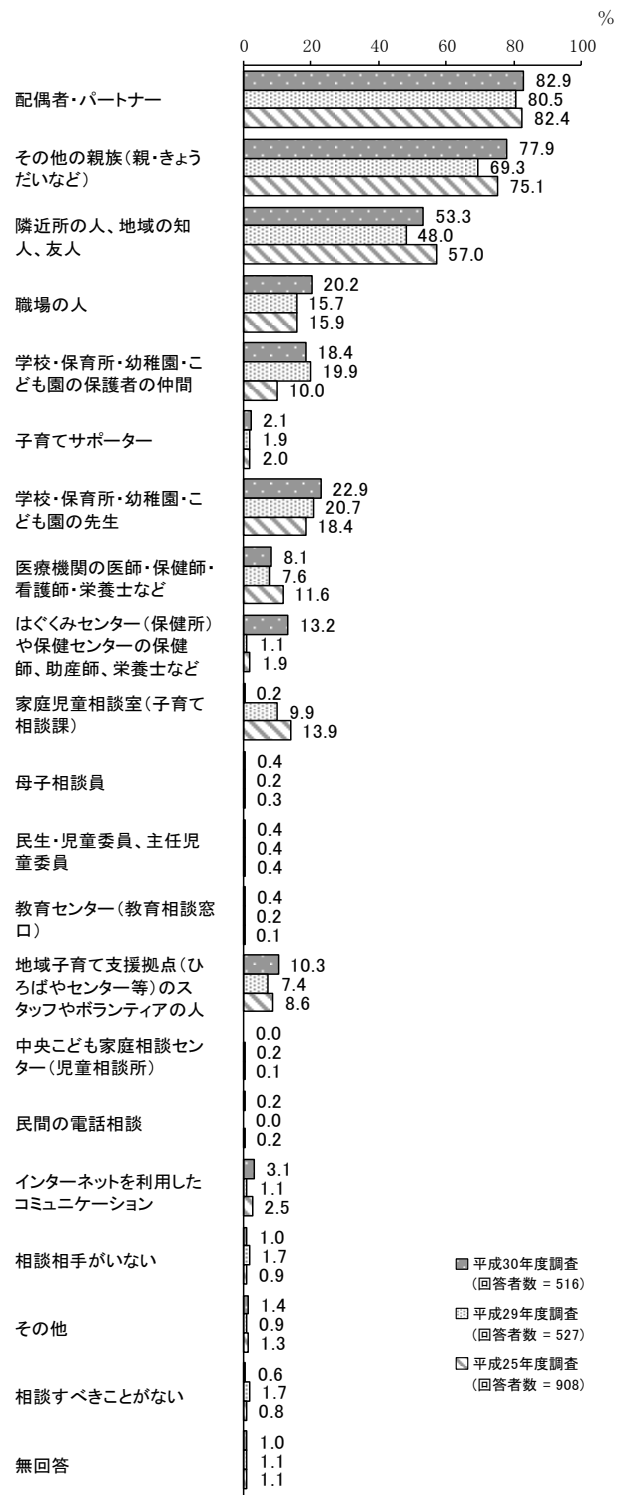
基本目標（２）地域の子育て支援の充実

【 現状・課題 】

すべての子ども・子育て家庭を支援するという観点から、子育て支援策を充実する必要があります。近年では身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大していると考えられることから、子育て親子に身近な場所で居場所づくりや、相談体制の充実を図る必要があります。

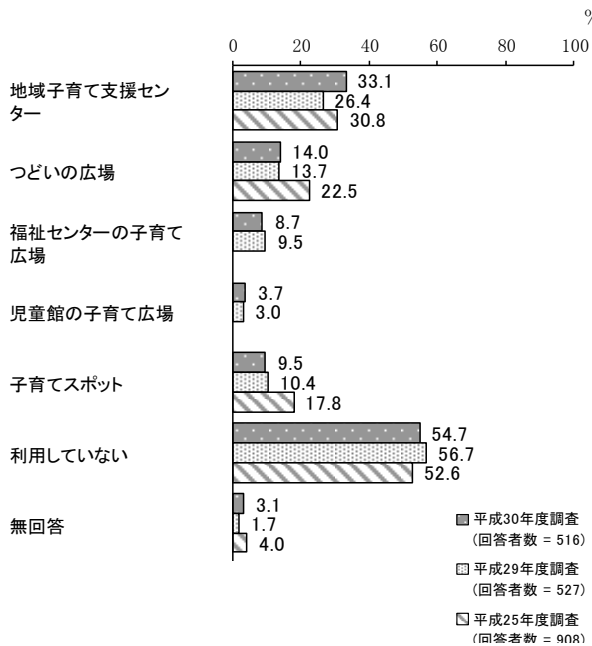
ニーズ調査では一時預かり等の子育て支援サービスについては、パート・アルバイト等の就労や、保護者の私用やリフレッシュ目的での利用の割合が高くなっていることから、保護者の就労の状況に関わらず、子育てをしているすべての家庭が利用できるよう、今後も内容を充実していく必要があります。また、子どもが病気やけがの際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答が０～２歳で約４割となっており、病児・病後児保育を含め、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが求められています。

子育てに関する悩みや不安の相談相手（０～２歳児）



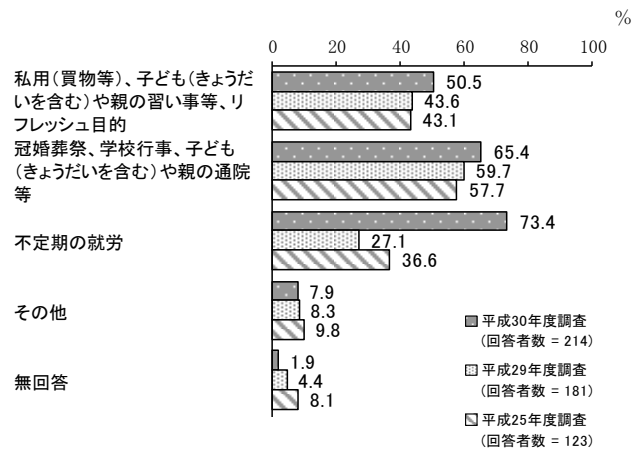
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

地域子育て支援拠点事業の利用状況（0～2歳児）



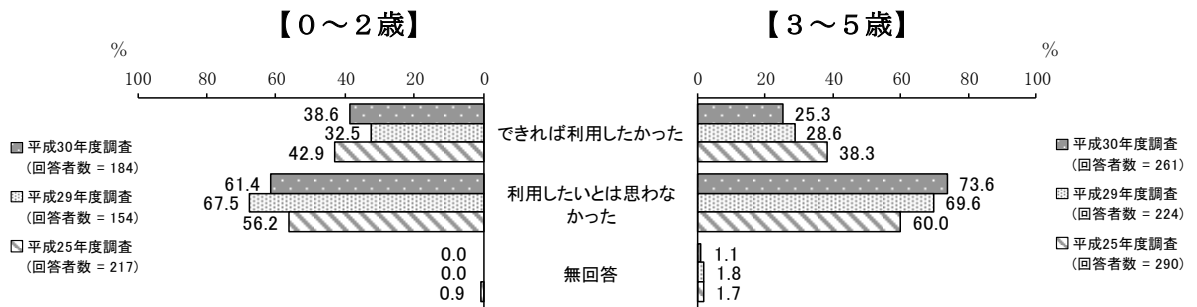
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

一時預かりの利用目的



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

病気の時の対応（子どもが病気の時に休みをとった人が対象）



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進することで子育ての孤立感・不安感を解消します。子育て中の親と子が気軽に参加し、交流や情報交換が日常的にできるような環境づくりに努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。

② 多様な子育て支援サービスの充実

様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、多様なニーズに対応した保育サービスを今後も継続していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。
病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)

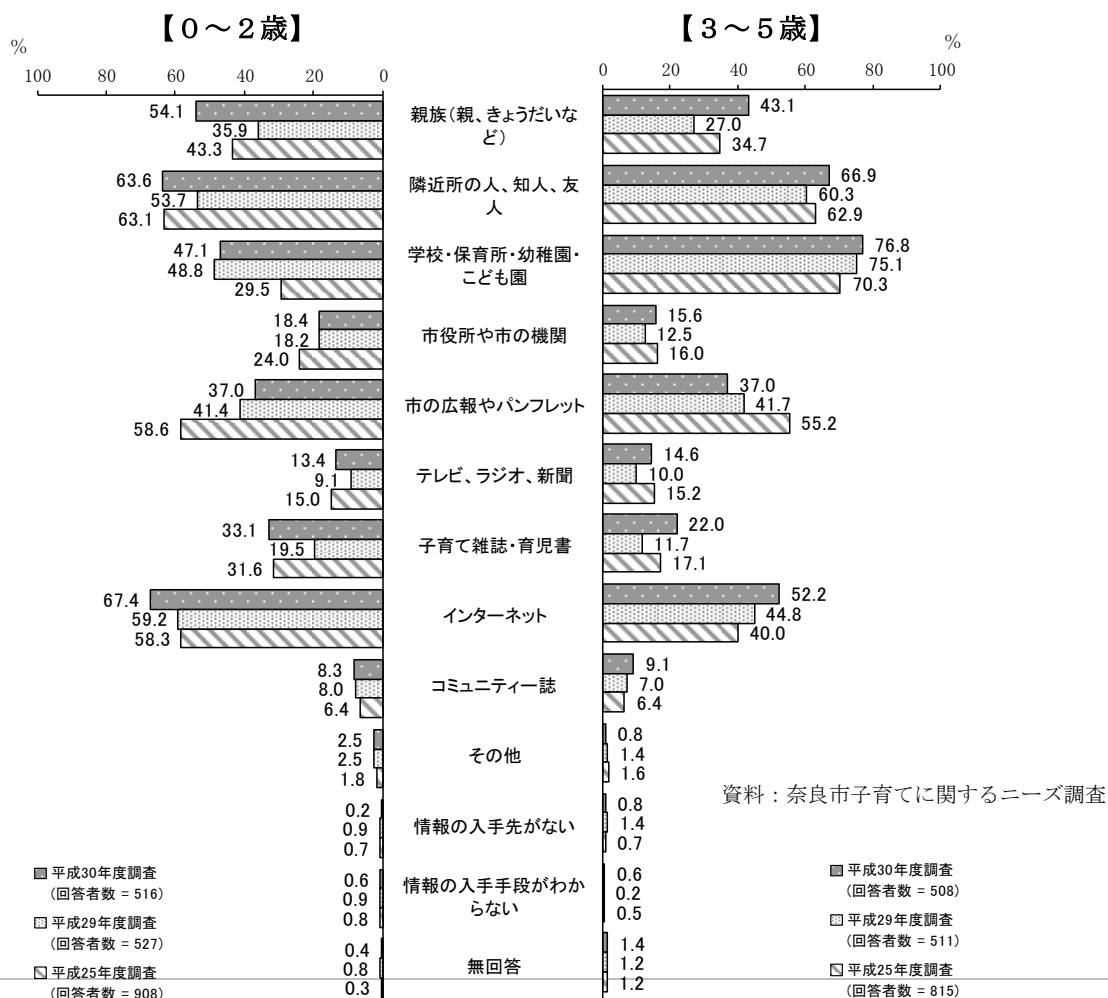
基本目標（３）子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

【現状・課題】

本市では、子育てナビゲーターや保育コンシェルジュ等を配置し、就学前の子どもを持つ保護者及び妊娠している方の子育て支援のサポートを行っています。また、子育て世代PR事業を行い、必要としている人に必要な情報や支援が届くよう、子育て情報の発信に努めています。

子育てをめぐる環境は、子どもの数や就労状況、頼りになる知人の有無や親の健康状態など世帯により様々であり、経済的な支援が必要な家庭や、いわゆる「ダブルケア」と言われている介護と育児に同時に直面する世帯等、複数の課題を抱えた世帯の課題も顕在化しています。保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、育児期における切れ目ない支援を行うことが必要です。さらには、相談相手がない方や子どもの預け先がない方への情報提供などを行い、適切な事業へつなげ、また、複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うことが求められます。

子育てに関する情報の入手方法



① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

子育てについて、様々な状況にある家庭が身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう関係機関が連携し相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。
家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、経済的な困窮家庭に対する支援を充実します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費、生活療養費は除く。）
就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

基本目標（４）様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

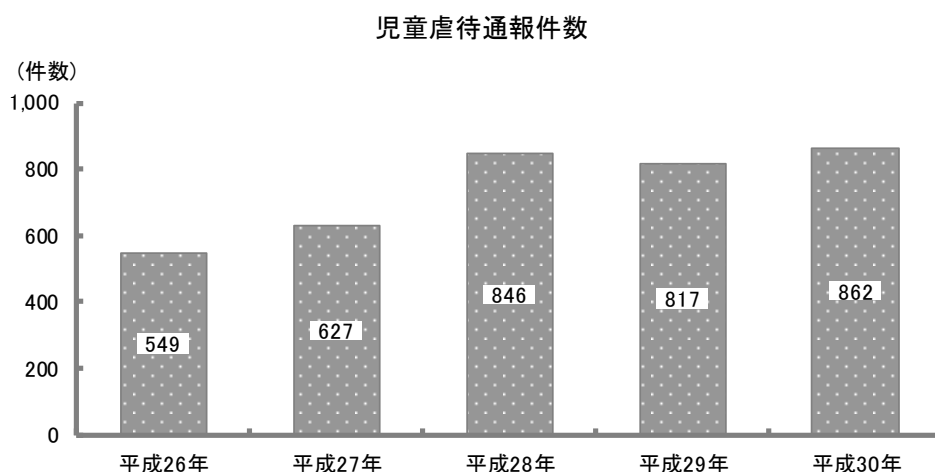
【現状・課題】

すべての子どもの健やかな育ちを支援する観点から、支援が必要な子どもやその家庭への取組は重要な課題の一つです。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖するといった「子どもの貧困」が社会問題となっており、子どもたちが将来への夢と希望を持って、自らの力で未来を切り開くことができる社会を実現するため取り組むべき喫緊の課題です。そのためには、支援が必要な家庭を適切なサービスや支援に結び付けるとともに、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことが無いよう、身近で気軽に相談できる仕組みや支援の体制づくりが重要です。

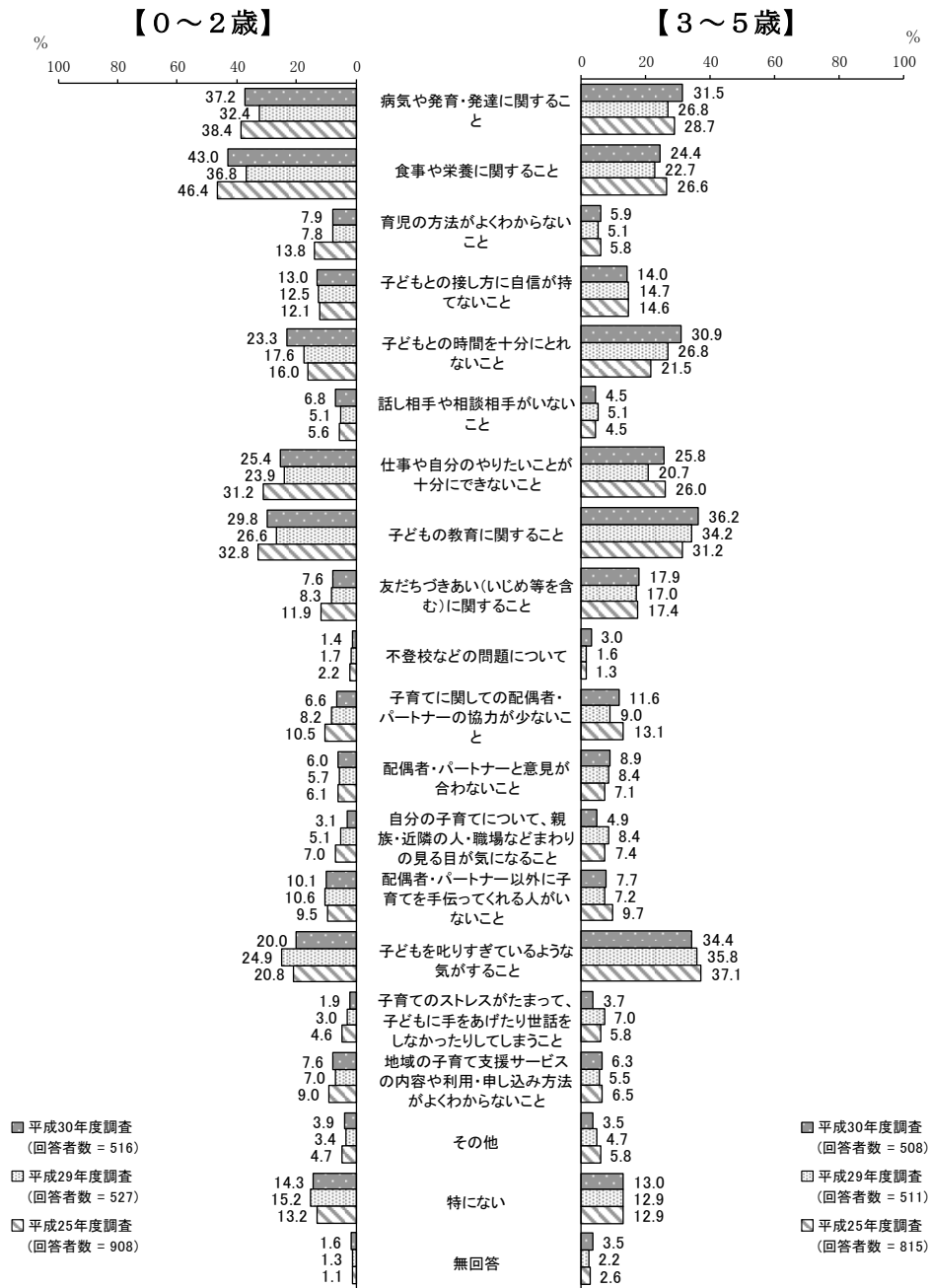
また、ニーズ調査では子育てをするうえで日常悩んでいることとして、「病気や発育・発達に関すること」が特に小さい子どもを持つ親の割合が多く、子ども発達相談件数も増加傾向にあります。子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制を整え、関係機関と連携し保育所等への専門的な支援や人材育成に取り組む必要があります。

さらに、近年児童虐待により子どもの命が奪われる痛ましい事例が発生しており深刻な社会問題となっています。本市でも児童虐待対応相談件数は増加傾向にあり、このような現状に対して、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止が求められていると同時に、児童虐待の未然防止や重症化予防の対策強化も求められています。



資料：市の統計

子育てに関して悩んでいること



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

① ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら生活支援を行うほか、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実とその周知に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保健適用にならないものや、入院時の食事療養費、生活療養費は除く）
ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。

② 障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実

障害のある子どもが適切な支援を受け、豊かな地域生活を送ることができるよう、「奈良市障害者福祉基本計画」や「奈良市障害福祉計画（奈良市障害児福祉計画を含む）」などとの整合性を図りながら、障害児施策を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業施設における障害児の受け入れ推進	放課後に就労等で保育のできない世帯の小学生を対象に、バンビーホームを開設しており、障害の程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障害児の受け入れを推進します。
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。

事業名	事業概要
子ども発達支援事業	発達障害や言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、関係機関と協働しながら一貫して支援します。

③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、関係する機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、児童虐待防止、早期発見、早期対応のために、児童虐待防止活動の啓発活動、一時保護所を含む児童相談所設置のための取り組みを推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
子ども家庭総合支援拠点事業	平成30年度に子ども家庭総合支援拠点を開設し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行っています。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。
被虐待児童対策地域協議会の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。また、家事や育児のサポートが必要と認められる家庭等に、ヘルパーを派遣し、家事等の支援（エンゼルサポート事業）を行います。
奈良市児童相談所（（仮称）奈良市子どもセンター）設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。施設については、児童相談所、一時保護所、子ども家庭総合支援拠点、子ども発達センター、地域子育て支援センターの機能を集約した複合施設として「（仮称）奈良市子どもセンター」の整備を行います。

④ 子どもの貧困対策の推進

本市では平成29年に「奈良市子どもの豊かな未来応援プラン」を策定し、経済的な困難だけでなく、社会から孤立した家庭などの現状などを踏まえ、「経済的支援」のほか「教育支援」「生活支援」「関係機関と連携した支援」を含めた4つを柱とし、効果的に子どもの貧困対策に取り組んでいます。あらゆる事業を子どもの貧困対策の視点を大切にしながら充実させていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための支援を行います。

基本方針 3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

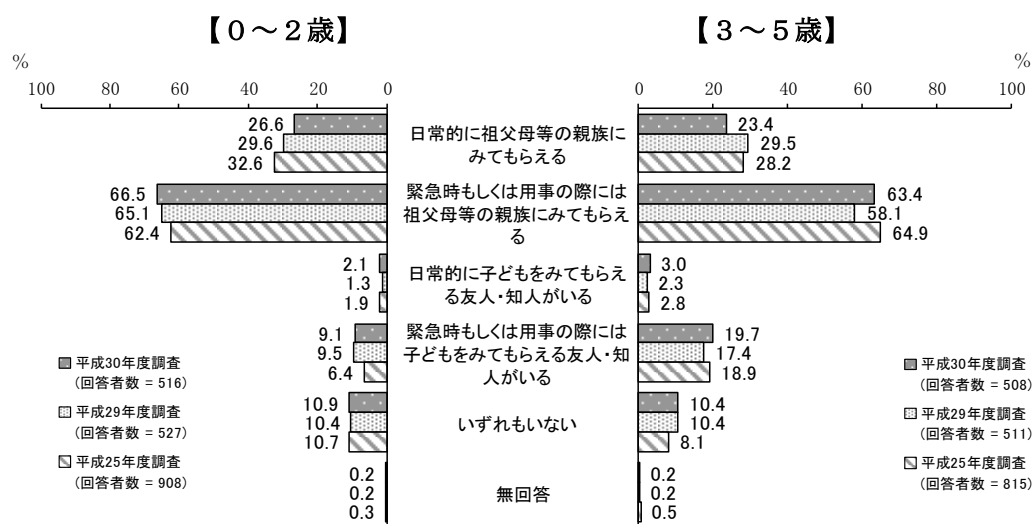
基本目標（１）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

【現状・課題】

本市では、子育ての相談や遊びの場である「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を設けるなど、子育て家庭が出向いて利用できる施策を通じて支援の充実を図ってきました。しかし、ニーズ調査によると、日中、緊急時であっても子どもをみてもらえる親族・知人がいないと答えた家庭が10%以上あり、子育てに関する悩みの相談や助けを求められる相手がいない、地域社会に繋がりを持てず孤立する家庭があるなど、新たな課題も生じています。

子育てしやすい環境の拡大に向けて、ファミリー・サポート・センター事業など地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実をはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつなげていくことが必要です。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査

① 地域における子育て支援活動の充実

地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。
子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体での防犯活動や、子どもを見守り育てる意識啓発を推進します。

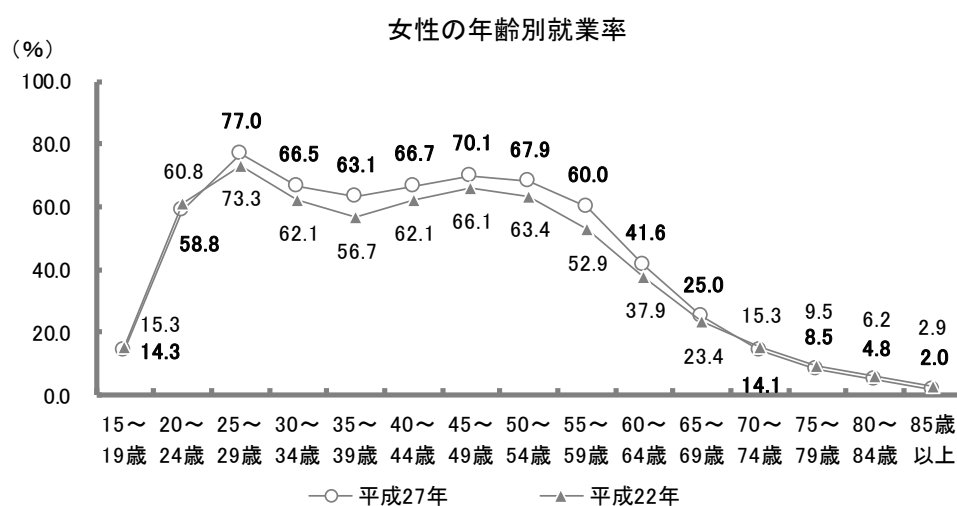
【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

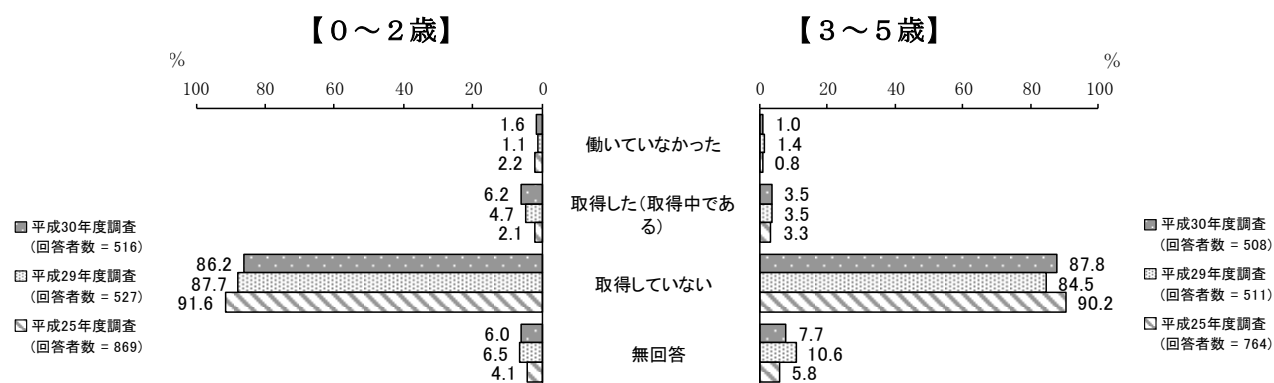
基本目標（２）仕事と子育ての両立支援の推進

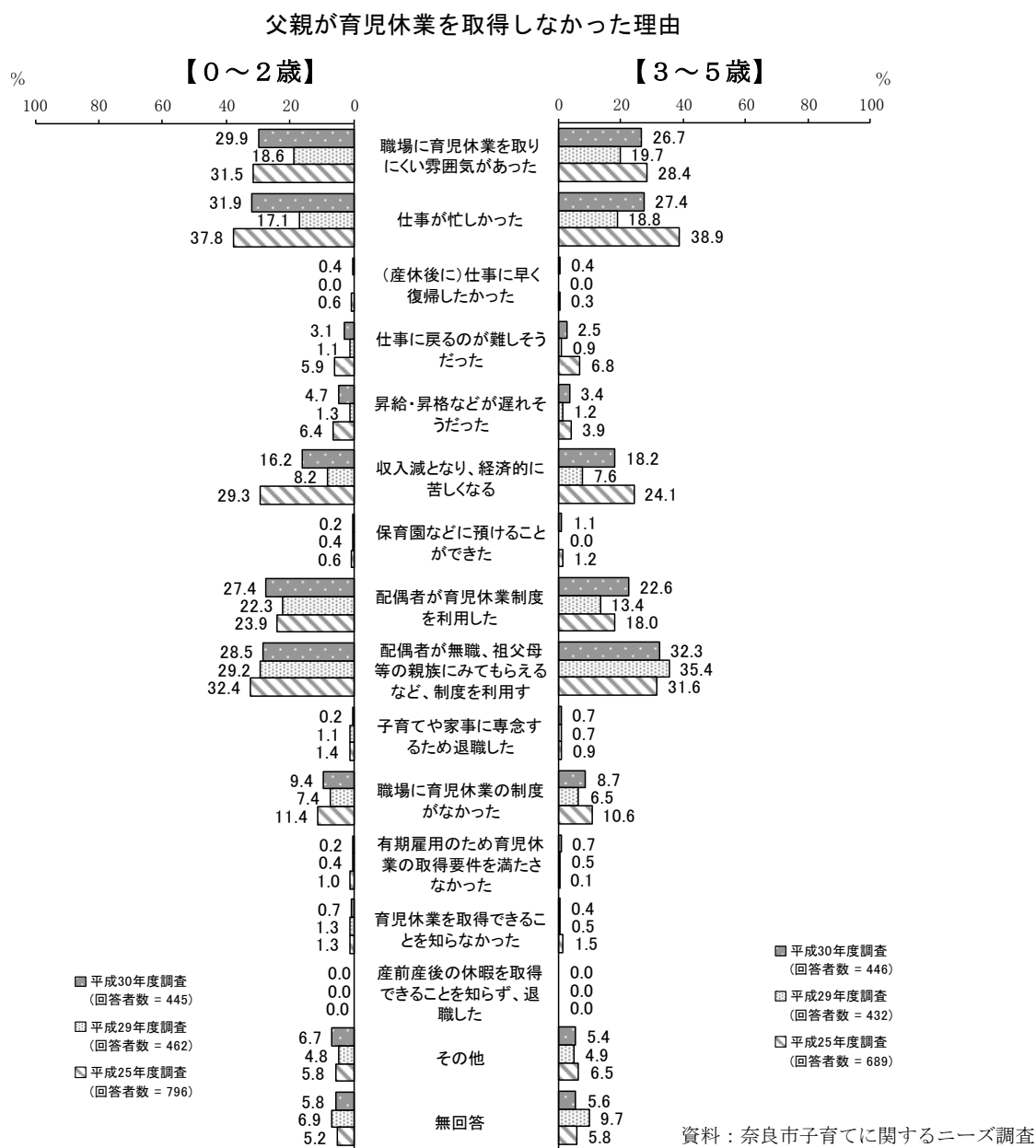
【現状・課題】

女性が結婚や妊娠、出産を機に一旦離職し、育児が落ち着いた時期に再び就業するいわゆる「M字カーブ」は近年、解消される傾向にはあるものの、完全には解消されていません。育児休業の取得について、女性については制度の定着が図られ、取得率は上昇していますが、男性については依然低水準であることが問題になっています。ニーズ調査では、男性が育児休業を取得していない理由として「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が依然として高くなっています。仕事と子育てや介護などの両立の負担が女性だけに偏ることが無いよう、育児休業制度の利用を一層促進し、男女が共に職場や家庭など様々なシーンで力が発揮できるよう社会全体で働き方の見直しや制度を利用しやすい気運の醸成を推進する必要があります。



父親の育児休業取得状況





① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、仕事と子育ての両立を可能にするための意識啓発に努めます。

【主な取り組み】

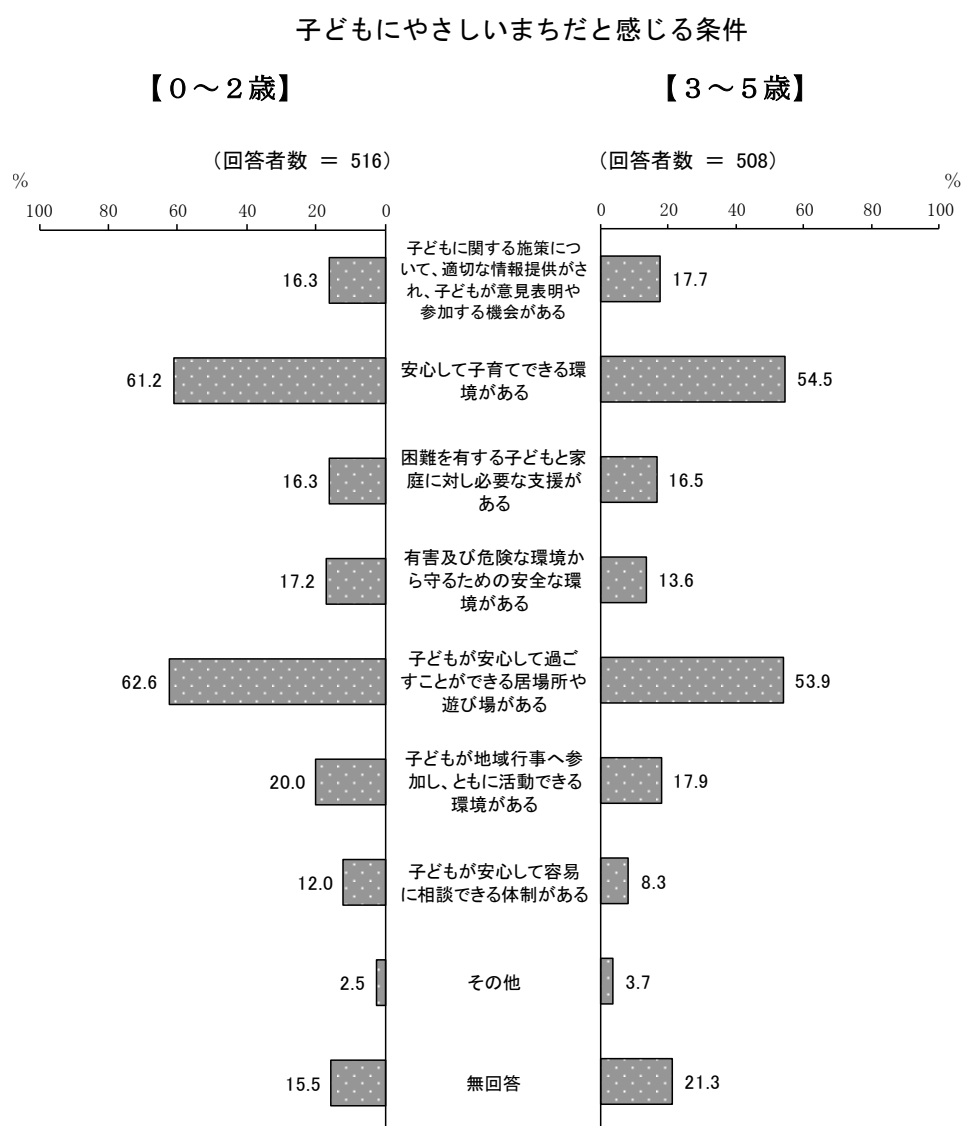
事業名	事業概要
イクメン手帳の配付	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配布します。
仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

基本目標（３）子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

【現状・課題】

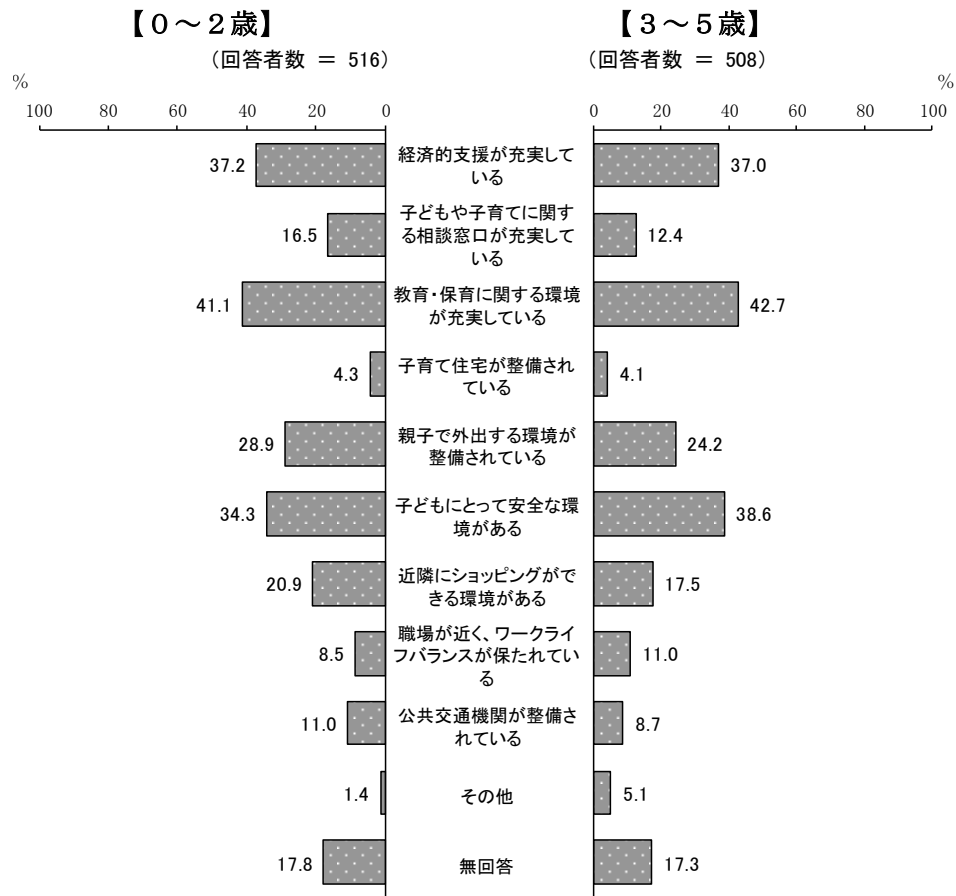
ニーズ調査では、子どもにやさしいまちだと感じる条件について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」「安心して子育てできる環境がある」の割合が高くなっています。また、「子育てしやすいまち」と感じる条件は、「子どもにとって安全な環境がある」の割合が高くなっています。

子どもや子育て家庭が、安心・快適な生活を送るためには、安心・安全な子どもの居場所や子育て世帯が外出しやすい環境の整備が必要です。子どもや子育て家庭が、「子どもにやさしいまち」「子育てしやすいまち」と感じられるよう、安心して生活できる環境づくりを推進します。



資料：平成 30 年奈良市子育てに関するニーズ調査

子育てしやすいまちだと感じる条件



資料：平成30年奈良市子育てに関するニーズ調査

① 安心して生活できる環境づくりの推進

誰もが安全・安心にそして快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の再整備などを進め、より子育てしやすいまちにしていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。
公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。
公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の改修を行います。
公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。



教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされています。

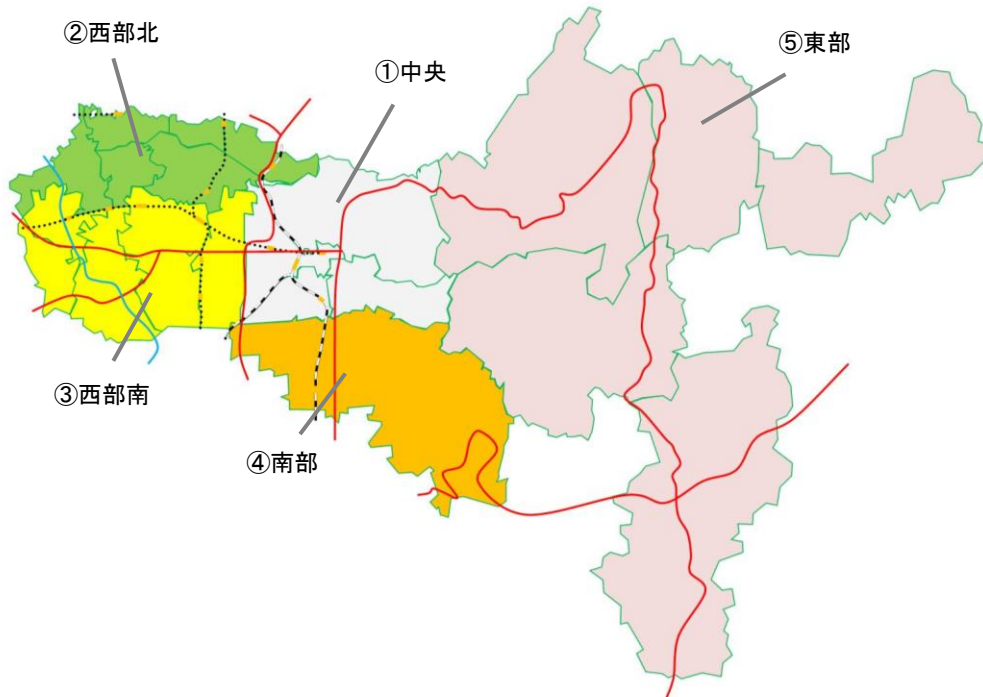
本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

(1) 教育・保育における提供区域

教育・保育における提供区域の設定においては、第一期計画においては、「奈良市総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで21の中学校区の組み合わせである5つの区域を設定しています。本計画においても、第一期計画の考え方を踏襲し、5区域において、教育・保育サービスの提供を実施していきます。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものでもありません。

本計画における教育・保育提供区域（５区域）



区域	区域名	構成する中学校区	（参考）奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、平城西、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン 西北部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三	
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

（中学校区は平成 31 年 3 月時点）

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

事業	提供区域
時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育における提供区域に準じる
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	
地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	
一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	

② 市全域を提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の9事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

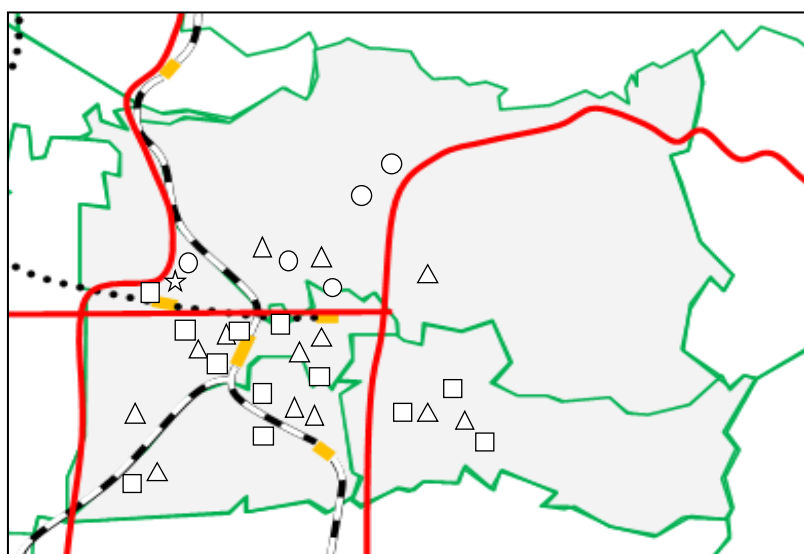
事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
養育支援訪問事業	
病児・病後児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
妊婦健康診査事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

(3) 提供区域ごとの施設・事業の実施状況

① 中央

ア 教育・保育施設

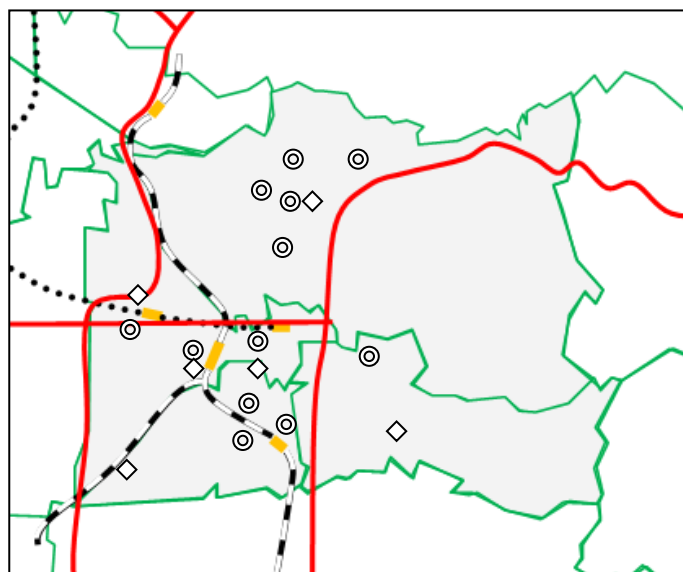
中央では、幼稚園が13園、保育所（保育所分園を含む）が12園、認定こども園が5園、地域型保育事業所が1園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和2年3月予定)	

イ 地域の子育て支援事業

中央では、子育て広場が12箇所、保育所等での一時預かりが6箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

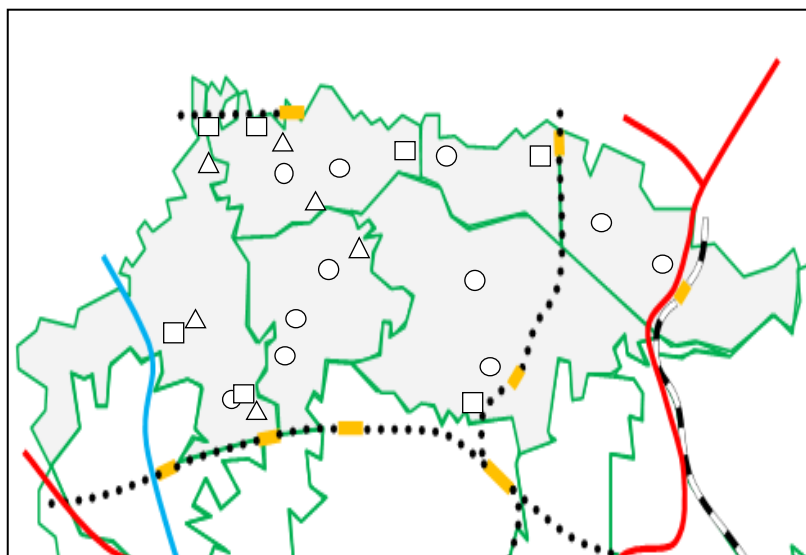


印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(令和2年3月予定)	

② 西部北

ア 教育・保育施設

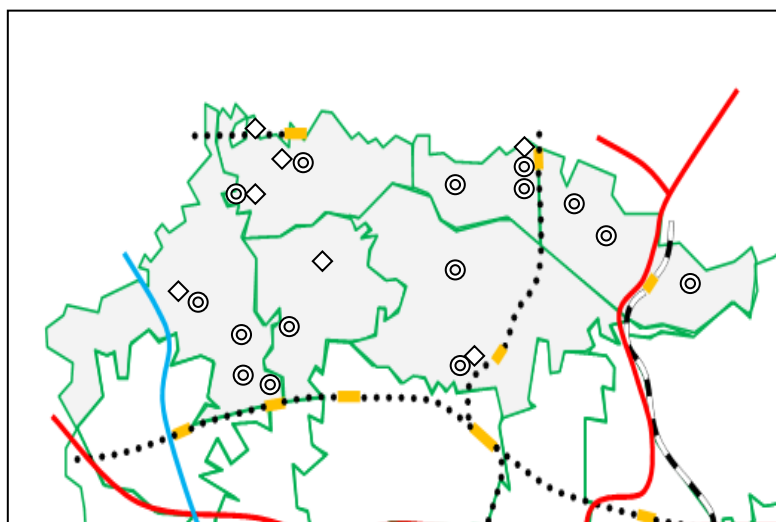
西部北では、幼稚園が6園、保育所（保育所分園を含む）が7園、認定こども園が11園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和2年3月予定)	

イ 地域の子育て支援事業

西部北では、子育て広場が15箇所、保育所等での一時預かりが7箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が13箇所設置されています。

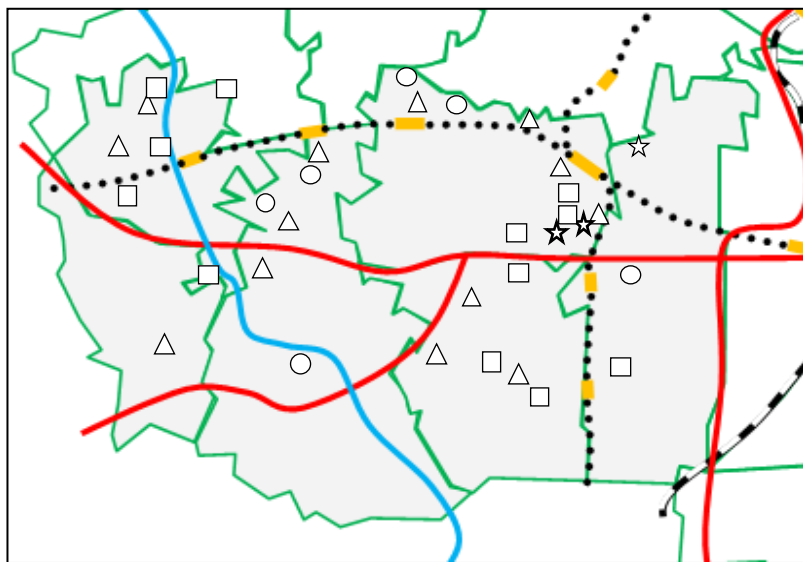


印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(令和2年3月予定)	

③ 西部南

ア 教育・保育施設

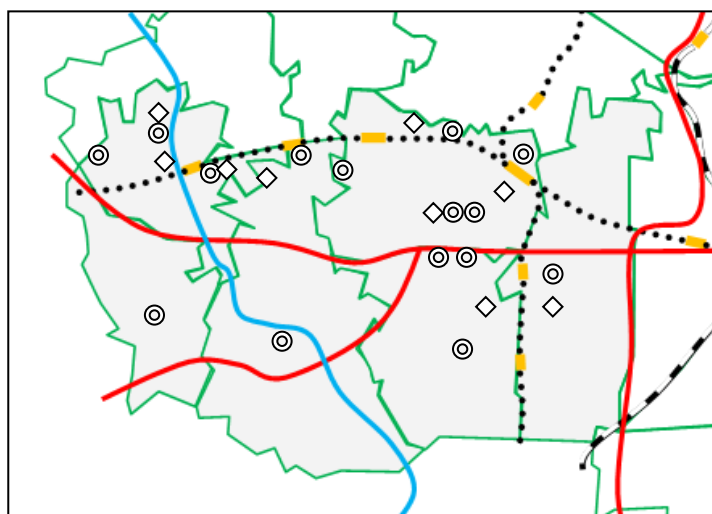
西部南では、幼稚園が13園、保育所が12園、認定こども園が7園、地域型保育事業所が3園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和2年3月予定)	

イ 地域の子育て支援事業

西部南では、子育て広場が15箇所、保育所等での一時預かりが9箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が14箇所設置されています。

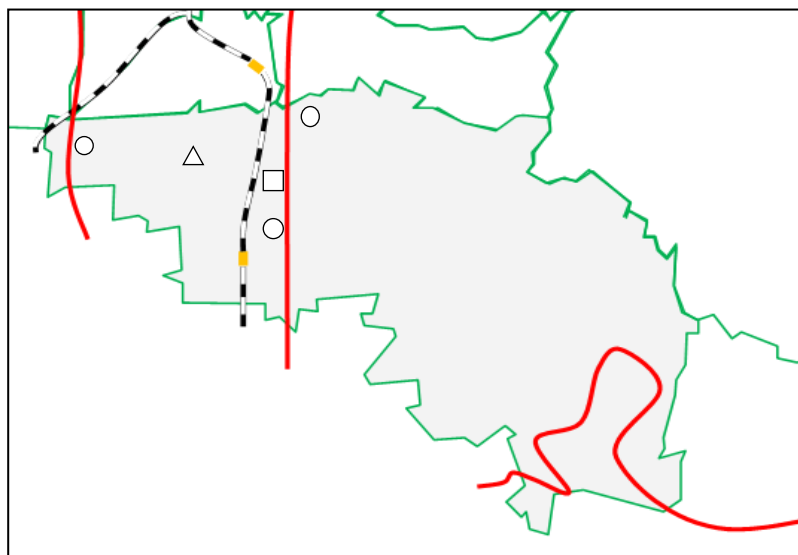


印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(令和2年3月予定)	

④ 南部

ア 教育・保育施設

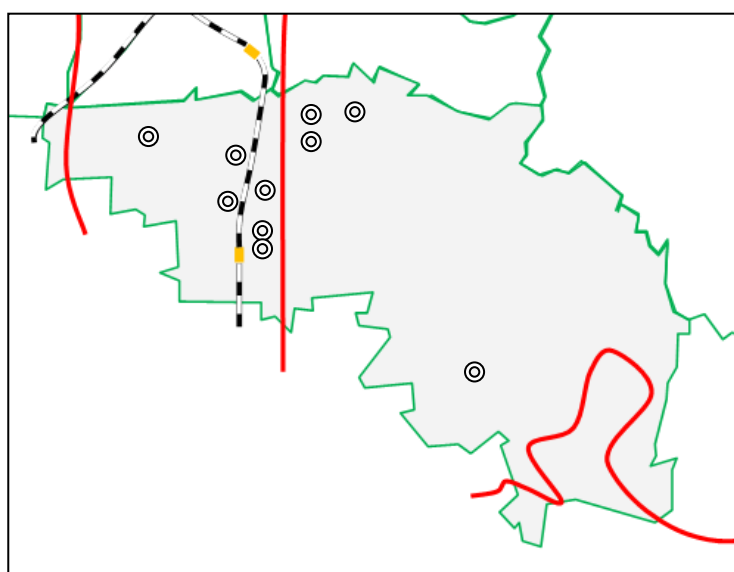
南部では、幼稚園が1園、保育所が1園、認定こども園が3園置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和2年3月予定)	

イ 地域の子育て支援事業

南部では、子育て広場が10箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が4箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されておりません。

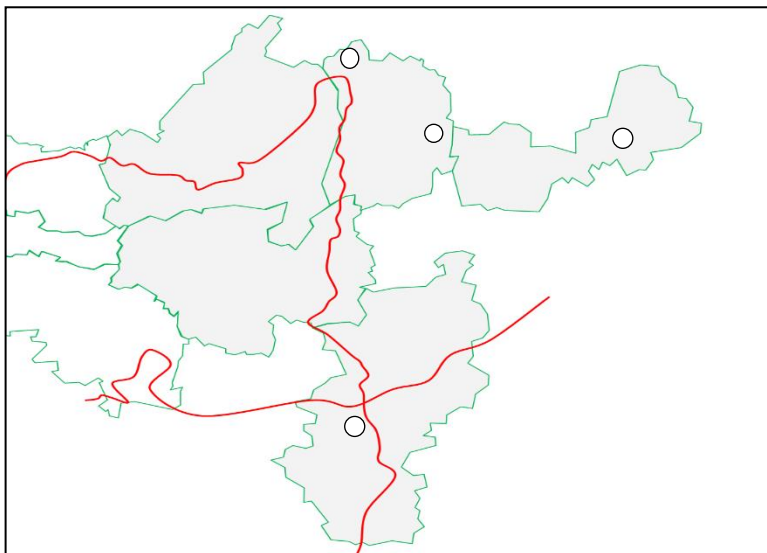


印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(令和2年3月予定)	

⑤ 東部

ア 教育・保育施設

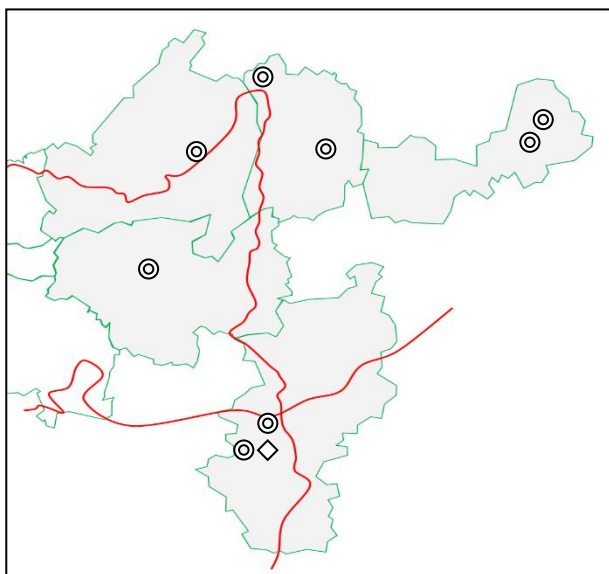
東部では、認定こども園が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和2年3月予定)	

イ 地域の子育て支援事業

東部では、子育て広場が8箇所、保育所等での一時預かりが1箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が5箇所設置されています。



印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(令和2年3月予定)	

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが予測されます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	2,241	2,200	2,154	2,107	2,050
1歳	2,326	2,313	2,270	2,222	2,176
2歳	2,394	2,343	2,329	2,287	2,239
3歳	2,503	2,430	2,380	2,365	2,322
4歳	2,616	2,520	2,445	2,398	2,378
5歳	2,646	2,636	2,538	2,463	2,417
6歳	2,705	2,674	2,666	2,568	2,497
7歳	2,829	2,720	2,692	2,686	2,587
8歳	2,814	2,850	2,739	2,711	2,707
9歳	2,847	2,827	2,865	2,757	2,725
10歳	2,920	2,859	2,842	2,876	2,771
11歳	2,875	2,934	2,878	2,859	2,899

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

表の見方について

※1			令和2年度				
			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
※2	児童数（推計）		7,765		4,720	2,241	
	量の見込み（A）		3,435	538	3,497	2,204	650
※3	確保量						
	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	3,112		4,016	2,216	754
	確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	2,077		33	75	30
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				91	42
	確保量合計（B）		5,189		4,049	2,382	826
※4	不足（B）－（A）※		0		0	0	0

- ※1 認定区分に応じて、量の見込み等を設定しています。
☐ 1号認定…3歳以上で、幼稚園や認定こども園を希望する子ども
☐ 2号認定…3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 ・教育を希望：幼稚園を希望
 ・左記以外：保育所、認定こども園を希望
☐ 3号認定…3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 （保育所や認定こども園、地域型保育事業等を希望）
- ※2 量の見込み…認定区分ごとのニーズ量を示しています。
- ※3 確保方策…ニーズ量に対応する方策について、施設の種類ごとに利用定員を設定しています。
☐ 特定教育・保育施設…幼稚園、保育所、認定こども園
☐ 確認を受けない幼保施設…国立幼稚園と新制度に移行しない私立幼稚園、
 企業主導型保育事業所等
☐ 特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等
- ※4 ニーズ量に対応できる体制が整っていない場合に「▲」を付けています。
 ニーズ量を満たす場合は、「0」で記載しています。

(市全域)

【 令和 2 年度 】

		令和 2 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
児童数（推計）		7, 765			4, 720	2, 241
量の見込み（Ａ）		3, 435	538	3, 497	2, 204	650
確保量						
特定教育 ・ 保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	3, 112		4, 016	2, 216	754
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	2, 077		33	75	30
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				91	42
確保量合計（Ｂ）		5, 189		4, 049	2, 382	826
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0

【 令和 3 年度 】

		令和３年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	１・２歳	０歳
児童数（推計）		7,586			4,656	2,200
量の見込み（Ａ）		3,295	562	3,482	2,229	660
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	3,171		4,052	2,234	754
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,980		33	75	30
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				91	42
確保量合計（Ｂ）		5,151		4,085	2,400	826
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0

【 令和 4 年度 】

		令和４年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		7,363			4,599	2,154
量の見込み（Ａ）		3,145	581	3,445	2,261	668
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	3,157		4,052	2,234	754
確認を受けない幼保施設	上記以外の幼稚園、企業主導型保育事業所等	1,980		33	75	30
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等				91	42
確保量合計（Ｂ）		5,137		4,085	2,400	826
不足（Ｂ）－（Ａ）		0		0	0	0

【 令和 5 年度 】

		令和 5 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
児童数（推計）		7, 226			4, 509	2, 107
量の見込み（A）		3, 033	605	3, 440	2, 274	674
確保量						
特定教育 ・ 保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	3, 157		4, 052	2, 239	754
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1, 980		33	75	30
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				91	42
確保量合計（B）		5, 137		4, 085	2, 405	826
不足（B）－（A）		0		0	0	0

【 令和 6 年度 】

		令和 6 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		7, 117			4, 415	2, 050
量の見込み（A）		2, 988	595	3, 389	2, 228	655
確保量						
特定教育 ・ 保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	3, 157		4, 052	2, 239	754
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1, 980		33	75	30
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				91	42
確保量合計（B）		5, 137		4, 085	2, 405	826
不足（B）－（A）		0		0	0	0

(提供区域別)

①中央

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		724	150	985	725	226	693	157	964	708	230
確保量	特定教育・保育施設	714		1,268	762	242	773		1,304	780	242
	確認を受けない幼保施設	638		16	55	19	541		16	55	19
	特定地域型保育事業				26	12				26	12
確保量合計（B）		1,352		1,284	843	273	1,314		1,320	861	273
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		665	164	947	702	234	646	173	940	693	237
確保量	特定教育・保育施設	759		1,304	780	242	759		1,304	780	242
	確認を受けない幼保施設	541		16	55	19	541		16	55	19
	特定地域型保育事業				26	12				26	12
確保量合計（B）		1,300		1,320	861	273	1,300		1,320	861	273
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		632	169	921	681	231
確保量	特定教育・保育施設	759		1,304	780	242
	確認を受けない幼保施設	541		16	55	19
	特定地域型保育事業				26	12
確保量合計（B）		1,300		1,320	861	273
不足（B）－（A）		0		0	0	0

②西部北

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1,122	153	978	607	160	1,098	165	986	621	159
確保量	特定教育・保育施設	1,019		1,124	605	195	1,019		1,124	605	195
	確認を受けない幼保施設	492		6	8	5	492		6	8	5
	特定地域型保育事業				13	6				13	6
確保量合計（B）		1,511		1,130	626	206	1,511		1,130	626	206
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1,044	172	965	623	158	1,022	183	973	630	157
確保量	特定教育・保育施設	1,019		1,124	605	195	1,019		1,124	605	195
	確認を受けない幼保施設	492		6	8	5	492		6	8	5
	特定地域型保育事業				13	6				13	6
確保量合計（B）		1,511		1,130	626	206	1,511		1,130	626	206
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	▲4	0

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1,005	180	958	618	152
確保量	特定教育・保育施設	1,019		1,124	605	195
	確認を受けない幼保施設	492		6	8	5
	特定地域型保育事業				13	6
確保量合計（B）		1,511		1,130	626	206
不足（B）－（A）		0		0	0	0

③西部南

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1,449	215	1,208	709	216	1,365	217	1,204	735	221
確保量	特定教育・保育施設	1,114		1,199	629	247	1,114		1,199	629	247
	確認を受けない幼保施設	947		11	12	6	947		11	12	6
	特定地域型保育事業				52	24				52	24
確保量合計（B）		2,061		1,210	693	277	2,061		1,210	693	277
不足（B）－（A）		0		0	▲16	0	0		0	▲42	0

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1,302	220	1,214	763	223	1,234	223	1,216	778	226
確保量	特定教育・保育施設	1,114		1,199	629	247	1,114		1,199	634	247
	確認を受けない幼保施設	947		11	12	6	947		11	12	6
	特定地域型保育事業				52	24				52	24
確保量合計（B）		2,061		1,210	693	277	2,061		1,210	698	277
不足（B）－（A）		0		▲4	▲70	0	0		▲6	▲80	0

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1,224	221	1,206	761	220
確保量	特定教育・保育施設	1,114		1,199	634	247
	確認を受けない幼保施設	947		11	12	6
	特定地域型保育事業				52	24
確保量合計（B）		2,061		1,210	698	277
不足（B）－（A）		0		0	▲63	0

④南部

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		113	12	236	122	39	112	14	238	125	40
確保量	特定教育・保育施設	196		298	164	57	196		298	164	57
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
確保量合計（B）		196		298	164	57	196		298	164	57
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		108	15	232	130	42	106	16	230	131	43
確保量	特定教育・保育施設	196		298	164	57	196		298	164	57
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
確保量合計（B）		196		298	164	57	196		298	164	57
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		103	15	224	127	41
確保量	特定教育・保育施設	196		298	164	57
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保量合計（B）		196		298	164	57
不足（B）－（A）		0		0	0	0

⑤東部

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		27	8	90	41	9	27	9	90	40	10
確保量	特定教育・保育施設	69		127	56	13	69		127	56	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
確保量合計（B）		69		127	56	13	69		127	56	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		26	10	87	43	11	25	10	81	42	11
確保量	特定教育・保育施設	69		127	56	13	69		127	56	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
確保量合計（B）		69		127	56	13	69		127	56	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		24	10	80	41	11
確保量	特定教育・保育施設	69		127	56	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保量合計（B）		69		127	56	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0

【 今後の方向性 】

現在までの取り組みでは、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「子育て安心プラン実施計画」に基づき、保育所等の新設や施設改修によるこども園化、公立園の統合・再編によるこども園化により保育認定児童の受皿確保を進めてきましたが、保育需要の増加、新たな保育需要の掘り起こし等により、待機児童の解消には至っていません。また、本市においても全国同様に少子化が進行していますが、女性の社会進出とともに、保育需要については依然として増加傾向が続くものと想定されます。さらには、幼児教育・保育の無償化に伴う需要の変化についても注視していく必要があります。各年齢児や地域などの希望の実情に応じた適切な提供体制構築のために有効な確保方策を検討していきます。

なお、市立幼稚園及び市立保育所については、「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、施設の統合・再編・民間移管等のあらゆる手法を用いて待機児童の解消及び適切な集団規模での教育・保育の提供に向けて取り組みを進めています。

4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条では、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとその確保方策を設定することとされています。

量の見込みと確保方策を定める地域子ども・子育て支援事業は以下の項目となります。

No.	対象事業	該当ページ
1	利用者支援事業	77
2	時間外保育事業（延長保育事業）	78
3	放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	80
4	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	86
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	87
6	養育支援訪問事業	88
7	地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	89
8	一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	91
9	病児・病後児保育事業	94
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	95
11	妊婦健康診査事業	96
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	97
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	97

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【 現状 】

(単位：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
設置箇所	2	2	4	4	4
基本型・特定型	1	1	2	2	2
母子保健型	1	1	2	2	2

【 量の見込みと確保策 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
基本型・特定型	3	3	3	3	3
母子保健型	2	2	2	2	2
確保策	5	5	5	5	5
基本型・特定型	3	3	3	3	3
母子保健型	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

子育て親子が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、電話相談や子育て支援拠点の巡回を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【 現状 】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間利用人数 市全域	2,361	2,339	2,139	2,263	2,629
中央	857	881	814	734	971
西部北	712	644	603	707	750
西部南	792	814	722	822	908
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

※南部・東部地区では時間外保育事業を実施していないため、実績がありません。

【 量の見込みと確保策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865
確保策	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	799	832	864	897	929
確保策	799	832	864	897	929

	西部北				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	770	801	832	864	895
確保策	770	801	832	864	895

	西部南				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	895	931	968	1,004	1,041
確保策	895	931	968	1,004	1,041

	南部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	－	－	－	－	－
確保策	－	－	－	－	－

	東部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	－	－	－	－	－
確保策	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

市内の保育所、認定こども園で延長保育を実施しており、引き続き多様化する保育ニーズに対応するため、更なる保育内容の充実、新設園開所時の事業実施の促進等、事業の拡充に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

【概要】

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【現状】

（市全域）

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
登録児童数	2,860	3,058	3,195	3,292	3,572
1年生	1,029	1,098	1,158	1,178	1,211
2年生	989	984	1,050	1,108	1,128
3年生	771	850	846	904	952
4年生	513	547	601	599	640
5年生	302	307	325	358	358
6年生	160	194	199	211	232

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
登録児童数	767	850	857	913	968
1年生	229	288	242	255	303
2年生	204	205	242	227	238
3年生	150	161	169	208	194
4年生	111	114	110	114	136
5年生	44	62	63	70	62
6年生	29	20	31	39	35

	西部北				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
登録児童数	785	802	816	850	937
1年生	222	227	249	254	268
2年生	197	207	204	221	235
3年生	180	164	180	177	190
4年生	99	109	100	117	128
5年生	59	59	51	57	73
6年生	28	36	32	24	43

	西部南				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
登録児童数	952	1,041	1,130	1,197	1,311
1年生	288	335	352	365	369
2年生	251	266	310	318	358
3年生	209	208	222	262	267
4年生	116	140	136	133	188
5年生	40	67	76	78	79
6年生	48	25	34	41	50

	南部				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
登録児童数	169	188	207	169	189
1年生	54	48	57	40	52
2年生	58	56	44	41	42
3年生	28	52	46	35	40
4年生	17	20	40	29	28
5年生	8	9	14	16	18
6年生	4	3	6	8	9

	東部				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
登録児童数	187	177	185	163	167
1年生	37	30	37	23	41
2年生	44	35	35	38	24
3年生	32	41	28	33	35
4年生	36	24	35	22	26
5年生	23	31	24	31	16
6年生	15	16	26	16	25

【 量の見込みと確保策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521
1年生	1,029	1,098	1,158	1,178	1,211
2年生	989	984	1,050	1,108	1,128
3年生	771	850	846	904	952
4年生	513	547	601	599	640
5年生	302	307	325	358	358
6年生	160	194	199	211	232
確保策	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	991	1,035	1,058	1,082	1,126
1年生	239	279	280	284	311
2年生	290	228	267	268	271
3年生	204	249	196	230	230
4年生	137	145	176	139	163
5年生	81	82	86	105	83
6年生	40	52	53	56	68
確保策	991	1,035	1,058	1,082	1,126

	西部北				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,048	1,152	1,285	1,370	1,453
1年生	332	342	392	373	398
2年生	257	318	327	375	358
3年生	202	220	273	281	322
4年生	134	143	156	193	199
5年生	76	80	85	93	116
6年生	47	49	52	55	60
確保策	1,048	1,152	1,285	1,370	1,453

	西部南				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,361	1,441	1,489	1,563	1,603
1年生	348	401	401	434	420
2年生	353	333	384	384	415
3年生	308	304	286	330	330
4年生	189	218	215	203	234
5年生	112	113	130	128	121
6年生	51	72	73	84	83
確保策	1,361	1,441	1,489	1,563	1,603

	南部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	219	225	232	236	238
1年生	76	55	61	61	59
2年生	50	73	52	58	59
3年生	36	43	63	45	50
4年生	28	26	30	44	32
5年生	17	17	15	18	26
6年生	12	11	11	10	12
確保策	219	225	232	236	238

	東部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	145	127	115	107	101
1年生	34	21	24	26	23
2年生	39	32	20	23	25
3年生	21	34	28	18	20
4年生	25	15	24	20	12
5年生	16	15	9	14	12
6年生	10	10	10	6	9
確保策	145	127	115	107	101

【 今後の方向性 】

すべての小学校区にバンビーホームを設置して実施しています。引き続き、新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿って受入児童数の拡大に対応すると共に、以下の取り組みを推進します。

- 全小学校区でバンビーホームと放課後子ども教室の「一体型」を実施しておりますが、これを継続します。
- 小学校の余裕教室の活用等も図りながら、計画的に整備を進めていきます。
- バンビーホームを引き続き教育委員会が所管することにより、各小学校との連携、情報共有を密に行います。
- 特別な配慮を必要とする児童への対応等の研修を行い、適切な対応が行えるよう努めます。
- 利用する保護者や地域の実情に合った開所時間の設定に努めます。
- 市等が実施する研修への参加を促進し、バンビーホームの役割をさらに向上させます。
- 市のホームページや広報紙等により、利用者や地域住民に対してバンビーホームの情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
年間延べ利用人数	342	225	65	217	300

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保策	300	300	300	300	300

【 今後の方向性 】

市内において利用可能な預かり施設が存在しないため、里親制度を活用し、市内の里親への委託を充実させる活動を継続します。合わせて要保護児童対策地域協議会との連携等により、引き続き利便性の高い制度設計を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【 概要 】

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【 現状 】

（単位：面接件数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
年間延べ面接件数	2,482	2,417	2,307	2,286	2,340

【 量の見込みと確保策 】

（単位：面接件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034
確保策	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034

【 今後の方向性 】

全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指します。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する相談、助言、家事の支援などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

【 現状 】

(単位：世帯数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ派遣世帯数	30	23	36	41	40

【 量の見込みと確保策 】

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保策	75	75	75	75	75

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）後に、養育に関する相談・助言が必要な家庭に対して、今後も家庭訪問を継続して実施し、必要に応じ関係機関と連携し支援を進めていきます。また家事支援については平成30年度に開始された事業であるため、事業の周知に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て広場等)

【 概要 】

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ利用人数 市全域	155,892	159,359	160,874	156,996	185,606
中央	45,371	48,574	50,616	47,999	60,561
西部北	59,797	62,539	62,170	65,699	72,753
西部南	30,532	29,526	29,010	25,338	32,041
南部	14,516	13,331	12,976	11,895	14,429
東部	5,676	5,389	6,102	6,065	5,822

【 量の見込みと確保策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303
確保策	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303

(提供区域別)

(単位：人日)

	中央				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	49,966	50,950	51,934	52,918	53,902
確保策	49,966	50,950	51,934	52,918	53,902

	西部北				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	68,392	69,739	71,086	72,432	73,778
確保策	68,392	69,739	71,086	72,432	73,778

	西部南				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	26,377	26,896	27,415	27,935	28,454
確保策	26,377	26,896	27,415	27,935	28,454

	南部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,383	12,627	12,870	13,114	13,358
確保策	12,383	12,627	12,870	13,114	13,358

	東部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,314	6,438	6,562	6,686	6,811
確保策	6,314	6,438	6,562	6,686	6,811

【 今後の方向性 】

子育て親子が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう、引き続き、子育て親子にとって身近な場所である市立こども園や地域子育て支援拠点での確な情報提供及び助言を行い、地域住民と行政等関係機関が一体となって子どもの健やかな育ちを支援します。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

【概要】

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【現状】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ利用人数 市全域	83,749	88,040	97,723	112,057	106,592
中央	24,781	26,487	29,621	40,419	27,746
西部北	21,389	22,135	26,557	28,081	28,823
西部南	36,599	37,812	39,966	41,236	48,558
南部	262	254	607	1,120	469
東部	718	1,352	972	1,201	996

【量の見込みと確保策】

(市全域)

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286
確保策	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	量の見込み	42,135	43,891	45,647	47,403	49,158
	確保策	42,135	43,891	45,647	47,403	49,158
西部北	量の見込み	30,434	31,363	32,293	33,223	34,153
	確保策	30,434	31,363	32,293	33,223	34,153
西部南	量の見込み	45,387	46,578	47,770	48,961	50,152
	確保策	45,387	46,578	47,770	48,961	50,152
南部	量の見込み	1,132	1,189	1,247	1,305	1,362
	確保策	1,132	1,189	1,247	1,305	1,362
東部	量の見込み	1,320	1,355	1,390	1,425	1,461
	確保策	1,320	1,355	1,390	1,425	1,461

【 今後の方向性 】

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした一時預かりを実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

②保育所等の一時預かり

【 概要 】

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援をします。

【 現状 】 (単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ利用人数 市全域	11,807	11,275	12,995	11,481	14,148
中央	4,475	3,356	4,803	4,696	3,871
西部北	3,072	3,513	3,365	2,952	4,836
西部南	4,246	4,348	4,763	3,819	5,361
南部	—	—	—	—	—
東部	14	58	64	14	80

※南部地区では保育所等の一時預かりを実施していないため、実績がありません。

【 量の見込みと確保策 】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380
確保策	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380

(提供区域別) (単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	量の見込み	4,693	4,692	4,688	4,686	4,684
	確保策	4,693	4,692	4,688	4,686	4,684
西部北	量の見込み	3,402	3,399	3,392	3,383	3,374
	確保策	3,402	3,399	3,392	3,383	3,374
西部南	量の見込み	4,347	4,333	4,327	4,321	4,312
	確保策	4,347	4,333	4,327	4,321	4,312
南部	量の見込み	—	—	—	—	—
	確保策	—	—	—	—	—
東部	量の見込み	12	12	11	11	11
	確保策	12	12	11	11	11

【 今後の方向性 】

認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりによって、各提供区域のニーズ量に対応可能な確保を継続的に図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【 現状 】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
年間延べ利用入日数	1,373	1,202	1,420	1,144	1,722

【 量の見込みと確保策 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
確保策	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824

【 今後の方向性 】

令和元年11月1日に3園目となる病児保育施設を開園し、対象児童数が多い中央、西部北、西部南の各区域に病児保育施設を設置しました。引き続き病児保育施設3か所、病後児保育施設2か所の稼働率を向上させるとともに、利用状況に注視しながら新たな施設整備の必要性について検討を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【 現状 】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
年間利用人数	6,183	6,695	6,682	7,288	6,932
就学前児童	3,791	4,030	4,052	4,610	4,172
小学生	2,392	2,665	2,630	2,678	2,760

【 量の見込みと確保策 】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073
就学前児童	4,853	5,212	5,578	5,989	6,435
小学生	2,660	2,667	2,665	2,655	2,638
確保策	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073
就学前児童	4,853	5,212	5,578	5,989	6,435
小学生	2,660	2,667	2,665	2,655	2,638

【 今後の方向性 】

平成30年10月からひとり親世帯、多子世帯、生活保護世帯等に対し利用料の助成を開始しました。引き続き、市内の利用者及び援助会員の増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知、援助を行いやすい環境づくりに取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【 現状 】

(単位：回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
検診回数（延べ）	31,550	30,243	28,665	28,759	32,760

【 量の見込みと確保策 】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700
確保策	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700

【 今後の方向性 】

母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で検診を定期的に受診できるよう、国が標準と定める妊婦1名当たり14回の健診を想定し事業を継続して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等については年収360万円未満相当世帯等の副食費を免除することを踏まえ、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 概要 】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立の認定こども園において、特別な支援が必要な子どもを受入れるための体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

【 今後の方向性 】

新規参入者に対しては、事業開始前後の事業運営に関する相談・助言等を実施しているところではありますが、必要に応じて多様な事業者の新規参入支援制度の活用についても検討を実施していきます。

また、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもへの体制構築は、現在取り組んでいる特別な支援が必要な保育認定子どもへの支援事業との整合を図りながら、本制度の活用を検討していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

本市では、この新たな制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、引き続き、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。



計画の推進

1 計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには市民や関係機関等も、子ども・子育て支援の重要性を共有したうえで取り組みを進める必要があります。

そのため、本計画について、関係機関等への配付や設置、または概要版の配付やホームページ等での情報提供のほか、子育てに関連するイベントや講座等を利用するなど、より効果的な計画内容の広報・啓発を進めます。

2 市民や関係機関等との連携

「子どもにやさしいまち」の実現に当たっては、行政の取り組みだけではなく、子育て中の保護者や子どもからも意見を聴きながら計画を進めていく等、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

3 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

また、その取り組みをホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

